#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	夫婦財産法上の合意と所得の人的帰属
Sub Title	Die einkommensteuerrechtliche Zurechnung der Einkünfte und
	güterrechtliche Vereinbarungen
Author	木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1991
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.64, No.12 (1991. 12) ,p.69- 130
Abstract	
Notes	人見康子教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koar
	a_id=AN00224504-19911228-0069

# 夫婦財産法上の合意と所得の人的帰属

木村弘之

亮

第1節 憲法問題としての配偶者課税

第一章

はじめに

第3節 問題提起 第2節 夫婦合算賦課処分および分離賦課処分

第二章 所得の帰属にとっての夫婦財産制の意義

第1節総則

第三章 各種の所得についての帰属第3節 連邦財政裁判所の見解に対する批判第2節 財産共同制の場合の所得の帰属

第2節 独立的労働に基づく所得第1節 従属的労働に基づく所得

第4節 事業所得 第3節 賃貸所得及び資本財所得

第6節 その他の所得

第四章 結

語

69

## 第一章 はじめに

# 第1節 憲法問題としての配偶者課税(1)

されたことによって、管理共通制の存立の基盤は消滅した。 をりけて、法定夫婦財産制として別産制を確立した (民法七六二条)。 民法改正により、(3) 敗戦後、 両性の本質的平等を憲法上の基本的価値として位置付けている。 昭和二一年一一月三日に制定公布された日本国憲法は、その二四条において、家族生活における個人の尊 昭和二二年成立の現行民法は、 夫権や妻の無能力制度が廃止 この憲法の要請

この対価を必要経費に算入することが独立当事者間取引 (arm's length transaction) の原則に合致する。 したがって、 男女同権の法思想に反するのではないかと危惧される法制度が若干見受けられるのではなかろうか。シャープ勧告は よび用益権から解放され、独立して自己の財産を管理・収益・処分することができるようになったのである。 への対価の必要経費不算入 (五六条) を規定している。家族従業者が労務を提供し、これに対し相当な対価を得る場合、 家族間における事業所得の分割による租税回避を防止する必要を強調し、これを受けて、現行所得税法は、家族従業者 の法思想がきわめて希薄にあらわれているか、あるいは遺憾なことに、法理論の確たる根拠を問われることもなく、 婦財産法を前提とする所得税法をも貫く基本原理たりうる。にもかかわらず、我国における所得税法には、男女同権 財産関係は、 男女同権の原理はあたらしい家族法を貫く根本原理であるが、この男女同権の法理は、夫婦財産法のみならず、夫(で) 形式的男女同権の原理にしたがって、妻は、夫と同様に、自己の財産を管理し使用収益する権利を取得し、夫婦の 財産法原理によって全面的に規制されるようになった。かくして、妻は、夫による自己財産の管理権

0

原則を正当としており、(18)

とくに、二六条一項二文は合憲であるとされている。(9)

人単位課税の原則が、

いずれの解釈によるにせよ、

現行のドイツ所得税法にも妥当している。

妻子の地位を示唆している。ただし、必要経費不算入の原則は青色事業専従者給与制度(五七条)によって緩和されて 所得税法五六条は、 右原則の例外規定である。この意味における例外規定は、 所得税法における家族従業者とりわけ

れねばならないであろう。 この経済的観察法に基づいて連邦財政裁判所は、夫婦をひとつの単位として租税法上取り扱うこととしたのであった。 場合に、許容される。このことはとくにドイツ租税調整法一条によって予定されていた経済的観察法にあてはまる。 取り扱う考え方は、 ければならないとした点に、特長を有する。ただし、この目標が、二分二乗方式(合算均等分割課税方式、 と宣言しようとした。しかし、同判決は、他方、立法者が独身者と既婚者に対する課税を相互に健全な関係におかな 家族単位課税(Haushaltsbesteuerung)それ自体をでは なく、結婚している者を独身者より不利に扱う所得税率を無効(3) いて、活発に論争されている。なお、同決定については、次のような解釈もみられる。連邦憲法裁判所の決定は、 イッ所得税法三二条 a第二項)によってより良く実現されるか又は夫婦分離賦課処分によってより良く実現されるかにつ おいて、配偶者は、 人単位課税の思想が、 人単位課税の原則を展開し、夫婦単位課税の理論 (die Theorie von der steuerlichen Einheit der Ehegatten) を棄てた。 しかし、連邦憲法裁判所は、 租税法は原則として民法上の法形成から出発している。これの例外は、租税法上の特別の必要性が例外を要請する もはや現行法に合致しないので、必然的に、民法上の考え方と夫婦財産法は、 かれらが独身者として所得を稼得したであろう場合よりも、不利に課税してはならないと判示し、 同決定の理由によって打ち出されている。 一九五一年ドイツ所得税法二六条(夫婦合算賦課処分にかかる規定)を無効とした決定に 所論によれば、夫婦をひとつの単位として租税法上 租税法上も尊重さ 一九五八年ド 個

同法二六条a

はこ

- 1 Reize, Elmar, Die Ehegattenbesteuerung als verfassungsrechtliches und steuerrechtliches Problem, Diss. Bern, Zürich
- (2) 明治三一年民法の下で、家産制に基づく夫婦別産制を原則としたとするものに、人見康子・現代夫婦財産法の展開 三=四号(一九七五)一九一頁以下。 七〇)一七七頁以下。参照、山口純夫「西ドイッにおける夫婦財産制の展開――付加利得共通制の成立――」甲南法学一五巻
- (3) 我妻栄=立石芳枝・親族法・相続法(一九五11)一一八頁、有地享・注釈親族法上(一九五〇)二〇頁、柚木馨・親族法 (一九五○)一二四頁、中川善之助・新訂親族法(一九六五)二四○頁、青山道夫・改訂家族法論Ⅰ(一九七一)一○一頁。
- (4) 青山道夫編集・注釈民法二○巻(一九六六)三六○頁(有地享執筆)。
- 5 参照、山口·前揭注(2)甲南法学一四卷三=四号九三頁。
- ô (7) 参照、浅見公子「西ドイツにおける新法定夫婦財産制について」北海道大学法学会論集八巻三=四号(一九五七)八二頁: 犬伏由子「フランスにおける夫婦財産関係法と夫婦の平等――一九六五年法から一九八五年法への歩み――」山形大学紀要一 立について」法学協会雑誌七三巻六号(一九五七)七二二頁、七四巻一号(一九五七)四五頁。 ける決裁権』を繞る論争について」法学雑誌一巻一=二号(一九五四)二四頁、川井健「東西ドイツにおける男女同権論の対 ドイツにおける男女同権の理論について、鈴木禄弥「『男女同権』の西ドイツ的理解(その一珠)――『夫婦共同生活にお
- 四巻三=四号一〇四頁)。 産制をその基礎とする法思想にではなく、管理共同制の上に成り立っている制度である(参照、 例えば、第二次納税義務の制度は、配偶者の一方の納税義務(租税債務)に対して他方が責任をおうが、これは、 山口・前掲注(2)甲南法学一

八卷一号(一九八七)一九頁以下、一九卷一号(一九八八)一九七頁以下。

- 9 配偶者間の労働契約との関連について、村井正・租税法と私法(一九八二)三九一頁以下。
- 財産制度に混乱をもたらすような場合は、慎重な検討を要すると説く。 においては、夫婦財産契約の内容には左右されず、同法五条の稼得者課税の原則が妥当する。例外的に、課税の結果が民法の 異説、碓井光明「租税法における課税物件の帰属について」税経通信二七巻二号(一九七二)四九頁は、所得税法の適用
- Theis, Orr, J., Einzelfragen zur Ehegattenbesteuerung nach dem Gesetz v. 26. 7. 1957, DB 1957, 1246 (1248)
- の基本問題(一九七二)一八六頁、村井・前掲注(9)三七八頁以下)。これはほぼ例外なく肯定されている。例えば、Lenski BVerfG 1 BvL 4/54 vom 17. 1. 1957, BVerfGE 6, 55=BStBl 1957 I, 193(この決定の紹介として、北野弘久・税法学

Edgar, Vertragsgestaltungen zwischen Ehegatten und ihre steuerrechtlichen Auswirkungen bei der getrennten Veran-

(3) 家族単位課税の問題点などについて、参照、金子宏「所得税における課税単位の研究」田中二郎先生古稀記念・公法の理 über das Baseler Teilsplittingverfahren, StuW, 1978, 316. Lang, Joachim, Die Besteuerung der Haushalte. Rechtssystematische Überlegungen zu der Schrift von Hans-Jörg Kundert 論(中)(一九七七)七〇三頁、金子宏「ボーリス・ビトカーの課税単位論」田中二郎先生追悼論文集(一九八五)一七七頁

社会科学研究六巻一号(一九八九)三六頁以下。 して評価している。我国における二分二乗方式についての学説状況につき、参照、小石侑子「税制改正と夫婦財産関係」杏林 選択権を納税者に与えており、主婦婚の場合に二分二乗方式は専業主婦の家事労働を配側者の稼得する所得に寄与するものと ○号(一九八七)三七頁)。しかし、例えば、ドイツ所得税法は、夫婦合算課税とくに二分二乗方式と夫婦分離課税方式との いう時代の風潮に著しく反する、という主張がみられる(高須須美子「女性の自立を妨げる所得税改正案」エコノミスト二四 我国では、二分二乗方式(合算分割方式)は夫婦を一体として考える家族単位課税を原点としており、それは女性の自立と

- (4) 二分二乗方式(合算分割方式)は、同一の所得を有する家族に対し平等な課税をもたらすうえ、この方式によるとき納税 erung, StbJb. 1957/58, 193 (199.))° その下においては、本質的に四つの法形成が可能であり、租税回避との関連で法形成の濫用もしくは操作可能性が予想される は、実行可能でありかつそれ故容易に実施されらる。ところで、配偶者課税への移行が可能でありまた推進に値するとして、 義務者は、一方で租税法の観点から財産法上の法律関係を形成し、他方で節税する余地が残っている。さらに、二分二乗方式 講じなければならない(*Lenski, Edgar*, Ehegattenbesteuerung und andere gegenwartsnahe Fragen der Einkommensbesteu この問題に対処しなければならず、二分二乗方式を認めるときに納税義務者が租税負担を不当に軽減しないように立法措置を が、このような操作可能性は、納税モラルの高揚にはまったく寄与しないであろう。立法者は移行措置を講ずることによって、
- (ほ) 我国でも、一九四九年シャープ勧告以来、個人単位課税の原則が採用され、この方式は憲法一三条に適合し、 偶者の所得をそれぞれ固有財産とする現行の夫婦別産制の法理とも合致している(小石・前掲注(3) 杏林社会科学研究六巻一 また、
- (4) Theis (FN 11), DB 1957, 1248.
- (\(\frac{\pi}{1}\)) Theis (FN 11), **DB 1957**, 1248

- 18 Schmidt, Ludwig, Einkommensteuergesetz. Kommentar, 8. Aufl., München 1989, § 26a Anm
- 19 BVerfG 1 BvL 30/69 vom 25, 1, 1972, BStBl 1972 II, 325 (とくに unter C I, 2b) からも導きだされる。

# 第2節 夫婦合算賦課処分および分離賦課処分

### 一 合算賦課処分

らないというものである。したがって、夫婦合算課税の下でも、 についての規定(ドイツ所得税法、二六条a一項一文)にも生じている。 両配偶者の所得課税にとって無意義ではない。この問題は、 を加えるものではない。 夫婦合算賦課処分は、 なぜなら、 両配偶者がそれぞれ独自に所得税法一条に規定する納税義務を負っているということに変更 合算賦課処分とは、 各配偶者の所得がひとつの合同の所得に合算されなければな 各配偶者の稼得した所得を有する配偶者の分離賦課処分 各配偶者の所得計算および各配偶者の所得帰属は、

されるかどうかは、それ自体、 ことに注目しなければならない。配偶者の所得税法上の取扱いに関するこのような考慮は、(%) た。夫が前記の法律関係に基づいて妻に実際に支払った、賃金および利息は、租税法上夫の妻に対する扶養(Unterhalt) 条aの規定にする分離賦課処分の導入によってまだ無意義となったわけではない。配偶者間における法律関係が承認 とみなされた。もっとも、 か った。配偶者間における労働関係、金銭消費貸借関係、使用賃貸借関係、用益賃貸借関係は、 ところで、ドイツ所得税法旧二六条による合算賦課処分の下において、 この見解は、夫婦合算賦課処分にではなく、租税法における経済的観察法に依存していた 法律解釈にかかわる問題である。 ただ、新旧両法間でその効果が異なるだけである。 配偶者間の法律関係は租税法上承認されな 現行ドイッ所得税法二六 租税法上無視されてい

### 一 分離賦課処分

分離賦課処分は、 配偶者賦課処分の一方式である。 したがって、 これは、 合算賦課処分と同じ前提要件が充たされ 法上有効なものにさせるためには、

場合には、

所得は当該他方配偶者に一部帰属する。

当該規定は、

配偶者間における法律関係とくに労働関係を所得税

なければならない。もし充たされない場合には、 両配偶者はそれぞれ各別に賦課処分を受けなければならない。

賦課処分は、 両配偶者が相互に独立して賦課処分を受けるということを意味しない。

得税法二六条以下によるその実行を、ボン基本法に合致していると宣言した。(②) ばならないということに依拠している。ドイツ連邦憲法裁判所は、 ۴ イツ所得税法二六条aによる配偶者の分離賦課処分の原則は、 決定においてこの原則および一九五七年ド(3) 各配偶者の稼得した所得はその者に帰属しなけれ

ある。 納税義務者に関係している。各配偶者に、その者の稼得した所得が帰属することは、このような背景の下でわらないので、夫婦合算賦課処分の場合にも夫婦分離賦課処分の場合にも、課税標準を規定する各条文は、 あり、 の帰属を定めており、体系的には、だれが所得を稼得するかを定めているドイツ所得税法二条に属するものだからで らかにしている。この条文はあまりうまく文言化されていない。というわけは、 二六条a一項一文は、 他方では言葉たらずである。所得税の納税者は第一条により自然人である。この者が結婚をしても、 夫婦分離課税の場合にも、 その者の稼得した所得が帰属することは、このような背景の下では自明 個人単位課税(Individualbesteuerung) 同規定は、 の原則が妥当することを明 一定の事案について所得 つねに 事情は変 で 変

立法者は配偶者間における真摯な契約を租税法上承認する旨を明らかにした。二六条a一項二文は特別な意義をもっ 他方配偶者に一部分帰属するわけではないということを斟酌している。しかし他方で、法律草案を協議したときに、 ドイツ立法者は、 他方配偶者が所得の稼得に際し協働(本稿では、協働と協力を使いわけることとしたい。) したと い う理 由だけで 当該 この規定から次のことがとくに逆推論されていた。 ドイツ所得税法二六条a一項二文において、 すなわち、 分離課税が選択されるとき一方配偶者 他方配偶者がたんなる協力を越えて活動 (美 の所得

たんなる協力をこえた何ほどかのことを付け加えられなければならないことを意

図している。 法律関係の真摯性と実施、および相当の報酬が付け加えられねばならない。

ついて、所得税法二六条a一項二文は何も規定していない。この問題は、夫婦分離賦課処分の場合に提起されるのみ もっとも、 夫婦間契約、とくに夫婦労働契約がいかなる前提要件のもとで租税法上承認されうるかといった問題に(※)

ならず、同じ様に、同法二六条bによる夫婦合算賦課処分の場合にも提起される。(※) 二六条a一項二文は、夫婦財産共同制の合意から生ずる帰属問題についてまったく規定していない。

# 三 分離及び統一的利益確定手続

通則法一八〇条一項二号aにしたがって計算される。この手続の結果がつぎに分離賦課処分の基礎とされる。 両配偶者が共同の所得を(例えば共同事業者として)得る場合、その金額及び分割はまず分離確定手続におい て租税

において、決定されなければならない。 (32) に帰属するかどうか、ないしいかなる範囲において帰属するかが争われている場合、この所得はドイツ租税通則法二 一五条二項による所得の分離及び統一の利益確定手続(Verfahren der gesonderten und einheitlichen Gewinnfeststellung) 原則として、一般的財産共同制が個別の事案において所得税法上効力を有するか、そして、とくに所得が両配偶者

意義のない単純な事情のケースではこの手続きの適用は外されうる。ドイツ租税通則法二一五条四項をみよ。(※) 申請する場合でもなお、配偶者へ所得を分割するため統一的利益確定手続は開始されうる。しかし、このようなケー スでは所得の金額及び所得の夫婦への分割について夫婦と税務署のあいだで見解の相違がない場合、とくに、 分は、それ自体では、両配偶者に有利な統一的利益確定も不利な統一的利益確定をも必ずしも保障しないからである。 所得税決定がすでに発給されかつ取消請求しえなくなった後はじめて、配偶者が利益の分割(Gewinnaufteilung)を 配偶者が夫婦合算賦課処分をうけるという理由で、この手続をやめることはできない。なぜなら、 夫婦合算賦課処

手続に関して、

連邦財政裁判所第六部は、以下のように述べている。すなわち、

一般的財産共同制についての合意

た から 関係の配偶者が、 体関係 帰属するかそしてどの程度帰属するかについては、 されなければならない。 ついての合意がおよぶ所得税法上の効果について租税通則法二一五条に基づき統一的及び分離確定手続において決定 において決定されなければならないと判示した。 ケー 個別 スでは、 の事案において所得税法上効果をもつかどうかそしてどのような効果を及ぼすか、とくに、 (ein Gesellschafts- oder Gemeinschaftsverhaltnisse) について判断されるそうした手続がとられなければならない 連邦財政裁判所の第四部は、 かれらのあいだに組合関係、 この問題については租税通則法二一五条による統一的及び分離確定手続 営利事業 (ein Gesellschaftsverhältnis, Gewerbebetrieb) が存すると主張し 所論には同意すべきである。これと類似して、 論争がある。そのため、 配偶者間における組合関係若しくは共同 一般的財産共同制に 所得が一 両 配 偶 者

#### 四 選択制

が存するに等しかった。その後、 合算賦課処分および制限合算賦課処分がそれである。 合算賦課処分と二六条aの分離賦課処分とのいずれかを選択してもよい。その法律要件は二六条から明らかになる。 なお、 ドイツ所得税法二六条によれば、 夫婦は一九四九年から五七年にかぎって三種類の賦課処分から一つを選択することができた。 一九五八年改正所得税法は、 継続して別居生活をしていない無制限納税義務をおう配偶者は、二六条りの夫婦 しかし、 二分二乗方式(合算分割方式)も採用した(同法三二条 実務では、 たいていの夫婦にとって前二者の方式だけ 分離賦課処分

特殊 して夫婦合算賦課処分の場合のようには低率の二分二乗税率(合算分割税率 Splittingtarif)により租税を課税されない。(⑷) 分離賦課処分が選択されると、 の場合には、 分離賦課処分も軽い課税となる。 各配偶者の所得は基本税率 (同法三二条 a 第四項) にしたがって租税を課税され、

方の配偶者だけが所得を稼得する場合には、 夫婦合算賦課処分がつねに最も軽い所得税をもたらす。同じことは、

一方配偶者が欠損をだし、 他方配偶者がプラスの所得を稼得した場合にもあてはまる。(%)

して有利であると一応いうことができるが、しかしそれでもこの原則があてはまらないケースも考えられる。それ故: その他のすべての場合には、 両配偶者が所得を稼得しているケースでは分離賦課処分が合算賦課処分よりも原則と

要件を作り出しうるかどうか、さらには一層有利な要件を作り出しうるかどうかについてのみ熟慮すればたりる。(3) 多くの場合、夫婦は、分離賦課処分の有利な要件がかれらに具備されているかどうか、あるいはかれらがそのような

契約の締結、 このような事情の下で、法律関係の形成の可能性は次の四つが考えられる。有利な要件は、配偶者間における組合 配偶者間における労働契約、 財産の譲渡と用益権の設定ならびに夫婦財産法上の合意によって作り出さ

ぎたい。 本稿では、 法学博士人見康子教授の主たる研究領域にちなんで、 最後の問題を取りあげることとし、ご教示をあ

- 20 1956, BStBI 1956 III, 233 経済的観察法について、とくに参照、BFH I 256/55 U vom 25. 9. 1956, BStBl 1957 III, 2; I 216/55 U vom 14.
- 21 Littmann/Bitz/Meincke/Hannes Geier, Das Einkommensteuerrecht, 14. Aufl. Stuttgart 1985, § 26a Anm.
- (2) Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm. 2.
- 23 BVerfG vom 14. 4. 1959, BStBl 1959 I, 204=StRK EStG 1957 § 26a 捋 17
- (전) Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm.
- 25 Vgl. Frotscher/Stolterfoht, Kommentar zum Einkommensteuergesetz, Stand; 46. Erg. -Lfg. 2/90, § 26b Anm. 2f.
- (公) Vgl. BFH VI 337/64 vom 17. 7. 1970 BStBl 1970 II 739, 740.
- (E) Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm. 14.
- 28 これの通達によるカタログについて、参照、Frotscher (FN 25), Vorbem. zu § 26 Anm.
- %) Frotscher (FN 25), § 26a Anm. 4

- Vgl. dazu Frotscher (FN 25), Vorbem. zu § 26 Anm. 12ff., § 26a Anm. 21
- (云) Klein, Franz/Paul G. Flockermann/Christian Kühr, Kommentar zum Einkommensteuergesetz, 3. Aufl., 1981, § 26a
- (☆) BFH VI D 1/58 S vom 18. 2. 1959, BFHE 69, 5=BStBl 1959 III, 263a E (Oswald, Franz, Zum Problem der Mitunter-1971, 399. 確定). 合算賦課処分について、BFH I B 16/71 u. FG München aaO. 1971 II, 730; I R 167/83 vom 29. 4. 1987, nv; VIII R 49/84 vom 1. 2. 1989, nv; FG München vom 11. 2. 1971, EFG nehmerschaft bei Gutergemeinschaft, DStZ/A 1978, 379); IV 127/58 U vom 6. 8. 1959, BFHE 69, 395=BStBl 1959 III. 408; VI 161/63 vom 11. 3. 1966, BFHE 86, 50=BStBl 1966 III, 389; I B 16/71 vom 23. 6. 1971, BFHE 103, 24=BStBl
- (3) Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm. 9k.
- (3) 賛旨、Gansmüller/Paulick, StRK-Anm. AO § 215 R. 84.
- 35 Kommentar. 19. Aufl., Köln 1991, § 26a Anm. 4d a. Herrmann, Carl/Gerhard Heuer/Arndt Raupach, Einkommensteuer- und Körperschaftsteuergesetz mit Nebengesetzen.
- (%) OFD Münster vom 10. 8. 1959, EDStZ, 418=Inf. 286.
- (5) BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5, 18
- 38 BFH IV 39/58 U vom 26. 6. 1958, BFHE 67, 237=BStBl 1958 III, 364
- (%) Frotscher (FN 25), § 26a Anm. 1.
- (4) 参照、村井・前掲注(9)三八五頁以下。
- (4) Lenski (FN 14), StbJb. 1957/58, 193 (198).
- Ehegatten im Konkurs, BB 1984, 1293; Rössler, Gerhard, Die Veranlagung von Ehegatten zur Einkommensteuer, FR Veranlagung und besondere Veranlagung nach § 26c EStG, DStR 1970, 526; Fichtelmann, Helmar, Veranlagung von Vgl. Nebe, Hartmut, Die Wahl der Veranlagungsart bei der Einkommensteuer. Zusammenveranlagung, getrennte
- $(\mathfrak{A})$  Lietmeyer, Volker, Auswirkungen des Ehegattensplitting. Modelrechnungen nach dem Einkommensteuertarif 1981 DStZ 1982, 126
- (\(\frac{1}{4}\)) s dazu Schmidt (FN 18), § 26 Anm. 8; Nebe (FN 42), DStR 1970, 527 ff.

(铅) Lenski (FN 14), StbJb. 1957/58, 198

<del>46</del> 分離賦課処分の方が例外的にせよ合算賦課処分よりも配偶者にとって有利となるのはいつかという問題について

Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), \$ 26 Anm. 21 を参照 (年) Lenski (FN 14), StbJb. 1957/58, 199.

48 家族組合について、参照、金子宏「所得税における課税単位の研究」 雄川一郎編・公法の理論(中)(一九七六)七三八頁

(\Pi) Lenski (FN 14), StbJb. 1957/58, 193 (199 ft.).

## 第3節 問題提起

ら機会が増えたこともあって、婚姻継続中の役割分担の為に不利にならないように、何らかの共有制の修正が行われ ており、 て処理されている。近年では、 ドイツを初めとする欧米諸国では、夫婦財産制の清算は、 夫婦間の公平をはかるために、婚姻中の増加財産の清算方法等について詳細な検討が行われている。 夫婦財産制については、夫婦の生活形態の多様化にともない妻の固有の経済活動を行 離婚給付としてではなく、夫婦財産制の解消の問題とし

偶者が例えば租税回避を唯一の目的として通常ではない法律関係を相互に形成することもありうる。 偶者への分割は、 における法律関係をその主たる対象としているわけではない。そこで、所得の配偶者への原初的帰属ないし所得の配(ロス) 所得について所得源泉説に依拠しつつ実務と理論を展開しているところ、夫婦財産法は配偶者と第三者との市場取引 得税法における所得の人的帰属がつねに大きな問題となる。所得帰属論は、我国のみならず、欧米においても、 両配偶者間における利害関係が第三者との関係では同一方向にあることを常態とするといってよいであろうから、 このような状況のもとで、婚姻中の夫婦財産制が租税法の領域に影響を及ぼさないわけにはいかない。とりわけ所 所得帰属論の視点からどのように認識されるべきかが、 重要な問題となる。また、夫婦財産関係は このような通常 市場 配

53

てはならないであろう。ここには、所得の適正配分をその課題とする独立当事者間取引の法理が妥当するであろう。 でない法律関係は、 夫婦財産法が、所得税法の領域における所得の配偶者への帰属にとって有意義であるかどうかは、 独立当事者間で形成されるであろう法律関係に租税法上引き直して、 租税法律関係を調整しなく 個別事案の問

であるともいえよう。基礎理論と事案の類型化を探求することとしたい。(51)

- 係」杏林社会科学研究一巻一号(一九八四)五四頁)もみられる。 ても、現行の制度では自由な分割請求の権能は否定されざるをえないとの見解(小石侑子「クレジット・カードと夫婦財産関 を分割請求の可能な共有と解している。ただし、一方配偶者の預金については、 七号(一九七八)二八三頁)は、妻にも所得があったケースで、夫名義の預金を実質的共有財産として推定し、その法的性質 見・前掲注 (2) 一九一頁参照)。横浜地判昭和五二年三月二四日判例時報八六七号八七頁〔判批〕小熊桂・判例タイムズ三六 ら共有であり、二分の一ずつ分割されるべきものであるとする。この考え方は、一般にもかなり広汎である模様である(人 六)一頁以下による現行法財産制の解釈は、夫婦の協力によって得た財産は、民法七六二条二項によるものではなく、 一一月一三日行集八巻一一号一九一三頁〕。本判決の裁判長高根義三郎「夫婦別産共有制について」判例時報七三号(一九五 我国においても、千葉地判昭和三一年二月二一日行集七巻二号二三八頁=判例時報七三号一三頁〔→東京高判昭和三二年 他方の配偶者に潜在的持分が認められるとし
- 51 本沢巳代子・破綻主義の採用と離婚給付――西ドイツ法との比較を中心として――(一九九〇)一六一頁。
- 52 六頁、九一四号 (一九八八) 一七四頁 所得源泉説について、木村弘之亮「西ドイツ所得税法における所得帰属論(上・下)」ジュリスト九○九号(一九八八)九

所得源泉説の限界について、木村弘之亮「ドイツ所得税法における所得概念」波多野弘先生還暦祝賀記念論文集(一九八

54 八)一五六頁以下。 s. Schmidt (FN 18), § 2 Anm. 12; § 13 Anm. 13a; § 15 Anm. 63; § 20 Anm. 4; § 21 Anm. 3.

# 第二章 所得の帰属にとっての夫婦財産制の意義

## 第1節 総 則

に対する課税の面で、夫婦財産契約を締結することによって、 法の領域において夫婦財産契約による夫婦財産共有制等をどのように解釈することができるか に ある。 効果をもつかどうかという問題を提起する。 産契約で夫婦財産共有制を取り決めた場合、その契約が、所得税法の採用している個人単位課税方式まで変更させる する一般理論だけで決定されず、 夫婦に変更させる効力まで生じさせるというのは無理」と解しそれ以上に立ち入ろうとしないのが良いのか、(SS) - 姻中に配偶者の稼得した所得についてだれが所得税の納税義務を負担するかということは、所得の人的帰属に関 課税単位の制度と深いかかわりを有している。 しかし、ここでの問題は、 所得税法が課税単位を個人(夫または妻)としてい 個人単位課税方式の下で、 所論の主張者は、 われわれは所得税 両配偶者が夫婦財 「夫婦の財 産

かになる協力 (Mitwirken) が考えられ、 において有している法律関係のみが意義を有しているだけではない。同じく、 人単位課税のもとで別の理論構成の余地があるのかどうか、 我国裁判例によれば、 各配偶者がいかなる所得を稼得するかの問題については、 租税法上重要な所得の基礎となりうる。そのような根拠として一つに、 夫婦財産契約に基づき所得を二分して申告することの可否が争われたケースについて また特別な契約上の法律関係や夫婦財産法上の取り決めも考えられる。(バノ その者が単独で(又は両配偶者が共同で)第三者との関係 これがまさに問題である。 夫婦相互を拘束する合意などから明ら 配偶者が相互に有している法律関係も

収入が所得税法上誰の所得に属するかは、このように当該収入に係る権利が発生した段階において、

その権利が相手

定めをしようと、 方との関係において誰に帰属するかということによって決定されるものというべきであるから、夫又は妻の共有とす よって夫婦間で所得を分配する前の段階を課税対象としてとらえるわけであるから、夫婦財産契約によっていかなる る夫婦間の同意はその意図した効果を生ずることができないものというべきである。」いわゆる通過取得説が採用され 夫婦財産契約は、所得税法上の納税義務を変更し定めることはできない。なぜなら、「夫婦財産契約に 所得税の納税義務者に変動をきたさない」からという。 (G)

産制と、憲法(とくに男女同権、 · は家族生活の実態と融合してこそ、租税法解釈は納税者にとって説得力を有する。(②) しかしながら、通過取得説に代わって直接合有説がドイツ民法では通説である (第二章2節三参照)。つぎに、夫婦財 両性の平等)および租税法(稼得者課税主義)との関係について、 解釈上の裏付け、

かったといわれている。 ては、夫婦財産法上の法律関係は租税法上無関心であった。夫婦財産法は配偶者の所得帰属にとってなんの意義もなては、夫婦財産法との所得帰属にとってなんの意義もな 夫婦分離賦課処分の実施上の難題は、いかなる所得が両配偶者のそれぞれに帰属するかということにほぼ尽きてい かつてはドイツにおいてもこれと類似の状況がみられた。家族単位課税が無効と宣言される一九五七年以前におい

る。この点について、ドイツ所得税法二六条aは、「各配偶者によって稼得された所得はその 者に帰属する」と定め(66) ている。同条によれば、各配偶者は、その者が稼得した所得につき租税を課税される。 いずれの所得が配偶者の一方又は他方によって稼得されたものとして扱われるかは、法律上定まっていない。分離

法上の考慮から法律規定によっても制限されてはならない。)を有するという点で合意が成立していた。 立法部においてこの問題を審議したときには、 賦課処分についてのこのような最も重要な問題は、一般的観点にしたがって、とくに民法にしたがって決められる。 配偶者は、契約の自由および相互の関係を形成する可能性(これは租

55 山田二郎・判例評論三六一号(一九八九)一八六頁。課税単位について、詳細は、金子・前掲注(徭)七○三頁

- (56) 山田·前掲注(55)一八六頁。
- <del>5</del>7 Klein, Franz/Paul G. Flockermann/Christian Kühr. Handbuch des Einkommensteuerrechts, Stand: September 1990.
- 号(一九八九)三三頁、山田・前掲注(55)一八三頁。 号八七頁=税資一六四号三五三頁〔判批〕田口紀子・税理三二巻一〇号(一九八九)二八七頁、柳沢秀吉・名城法学三八巻四 のではない。〕〔判批〕高田諭・税務事例二○巻六号(一九八八)二八頁 →〕東京地判昭和六三年五月一六日判例時報一二八一 帰属するのは、稼得者課税の原則によりあくまでもその収益を稼得した者であり、その契約により所得の帰属が左右されるも 約においては夫又は妻が得る財産を夫婦の共有とする旨の合意がなされたとしても、夫又は妻が稼得する収益に関する所得が てはその役務又は労務の提供者が、それぞれ所得の帰属者として納税義務を負うものであると解される。そして、夫婦財産契 いることは明らかであり、したがって、事業から生じる収益にあっては事業の主宰者が、役務又は労務から生ずる収益にあっ 〔国税不服審判所裁決年月日不詳税務事例二○巻六号二八頁(所得税法が個人を単位とする稼得者課税の原則を採用して
- (5) 高田·前掲注(8)税務事例二○巻六号三一頁。
- (6) 田口・前掲注(8)税理三二巻一〇号二九〇頁
- 61 四八頁、金子宏「租税法と私法―借用概念及び租税回避について―」租税法研究六号(一九七八)二〇頁。 稼得者課税主義について、参照、碓井光明「租税法における課税物件の帰属について」税経通信二七巻二号(一九七二)
- (62) 同旨、小石・前掲注(3)杏林社会科学研究六巻一号三三頁、三八頁)
- (3) Lenski (FN 14), StbJb. 1957/58, 200.
- (3) Littmann/Bitz/Meinche (FN 21), § 26a Anm. 7.
- auch Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm. 8. 1967, 365; Birkholz, Hans, Die ehelichen Güterstände im Steuerrecht, NSt Güterstände Steuerrecht Darstellung 1, S. 10; 適切なものに、Birkholz, Hans, Das eheliche Güterrecht in der ertragsteuerlichen Rechtsprechung des BFH, DStZ/A
- (6) Falk, Die Neuregelung der Ehegattenbesteuerung, DStZ/A 1957, 225 (233)

## 第 2 節 財産共同制の場合の所得の帰

#### 概説

義を有するにすぎないともいわれている。とはいえ、実に多種多様な事例が裁判例に登場している(8) 配偶者はたいてい合算賦課処分を選択するので、財産共同制の場合の所得が誰に帰属するかの問題は、(67)

例外的に意

産が両配偶者の共同の財産 (gemeinschafliches Vermögen) になる (ドイッ民法一四一六条一項) 個別の財産目的物は、 財産共同制は婚姻契約によって設定される(ドイッ民法一四一五条以下)。財産共同制の合意により夫の財産と妻の財

以上の譲渡行為を要することなく合有になる(民法一四一六条二項)。持参財産と婚姻中に取得した財産が配偶者に共同

財産共同制の本質である(合有財産。

ドイツ民法

それ

で (gemeinschaftlich) 合有に (zur gesamten Hand) 帰属するというのが、

の単独所有であり、 四一六条、一四一九条)。この他に、各配偶者にはそれぞれ、特別財産と留保財産があり、これらはそれぞれ各配偶者 かつその者によって単独で管理される。 これに対し、 合有財産の管理は、 所有関係に応じて共同

で両配偶者でおこなわれる(ドイッ民法一四二一条)。

はならない。 (72) たがって所得税法上影響を及ぼさない。他方配偶者の財産に対する一方配偶者の共有権の取得は、(イン) 財産 |共同制の設立に際しての合有財産及び合有関係の成立 (ドイッ民法一四一九条) は 無償による取引であり、 給付と反対給付と

財産共同制は所得税の領域に対し直接の効果を有していない。ただし、このことから、 これに対し、 財産共同制が存在するという事実に基づき生じうる所得税法上の効果は、 さまざまに判断される。 財産共同制が存在するとい

う事実に基づき所得税法上の効果は生じないということを導きだすことはできない 経済的観察法によれば、 財産共同制の設立に伴ない両配偶者が合有により所有権者となるという事実は看過できな

85

とくに、合有財産が存在するとき、 しかし、 由業所得のための共同事業体)としてみなされるべきではないという、 意見は、 合有財産の二分の一 いので、 九六六年三月一日の裁判例におい このような 財産共同制そのものが直接的にも租税法上の目的のための共同体 したが って租税法上旧租税調整法一一条五号(一九七七年租税通則法三九条二項二号)により各配偶者に が帰属する。 (概念上はそれ自体まったく正当な)区別が、 財産共同制が所得税法上直接の効果をもっていないとの連邦財政 この財産共同制を租税法上尊重することは重要である。 さ、 特別な合意もなされずに成立している使用収益共同体(Nutzungsgemeinschaft) 租税法上の評価にとって結局無意義である場合がある。 限定付きでのみ支持しうるようにおも (Gemeinschaft) (事業所得 なお、 連邦財政裁判所 裁判所 農林業所得及び自 0 後掲鑑定 れ はその

# 連邦財政裁判所一九五九年二月一八日鑑定

について説示したことがある。(何)(行)

かとい 者が合算賦課処分を申 者により稼得されかつ合有財産になる所得はその半額につき他方配偶者に帰属するのかどうか、 偶者課税を従前と異なる態様で規律した(一九五七年所得税法二六条以下)。 賦課処分の原則に基づいて各自固有の所得を有する各配偶者について一九四九年から一九五七年までの賦課年度の配 かった。 は生計を一にする配偶者にほとんどつねに合算されかつ統一的に課税をうけていた間 項に違反し無効と宣言し、 般的財産共同制が所得税法上所得の帰属に及ぼす効果についての問題は、 7 た問 しかし、 題が、 連邦憲法裁判所が一九五七年一月一七日決定において、一九五一年所得税法二六条がボン基本法六億 前 請しないとき、 面 にあらわれ そして立法者がこれに則して一九五七年七月二六日改正税法に(?) 両配 .偶者のうち各人が合有財産になる所得の半額につき課税をうけるの 以降、 家族単位課税の原則にしたがえば所得 般的財産共同 は ほとんど意義をもってい おいて原則として分離 したがってもし 制 の場合に一 力 配

連邦財政裁判所の一九五九年二月一八日鑑定は、(80)

配偶者間における一

般的財産共同制の夫婦財産制が所得税法上 (8)

る

カュ なる効果を及ぼすかの問題について、 次のような理由を展開している

にとっていかなる影響力を有する?」 民法一四三七条以下による一般的財産共同制の夫婦財産制についての合意は、 日以降は一四一五条以下、 ついて鑑定書を作成するよう諮問した。「一九五七年七月二六日付改正税法後の所得税法二六条以下(一九五八年七月一 連邦大蔵大臣 は 租税通則法六三条及び連邦財政裁判所法六条に基づき連邦財政裁判所に対し以下に掲げる問題に 一九五七年六月一八日男女同権法八条一項六号および二項四号、 配偶者によって稼得された所得の帰属 BGBI I, 609.)の条文を適用する際

効果を生じることとなる場合には、この効果は、所得税法上所得の帰属にとって尊重されなければならない。」(S. 共同体関係 をうけた専門家と協議をおこなったのち、次に掲げる鑑定書を提出することに決定した。「一九五七年七月二六日付改 って稼得された所得の帰属にとってなんら直接的効果をもっていない。ただし、一般的財産共同制が、 正税法後の所得税法二六条以下の条文を適用する際、 説 鑑定書の作成の委任をうけた第六部は、 示中のただし書が、所得の人的帰属にとってとくに意義を有する。この点について鑑定書は以下のように詳 (Gesellschafts- oder Gemeinschaftsverhältnissen)の枠内において非関連者 (Fremden) 間でも可能であるような 連邦大蔵大臣の代理人、ドイッ弁護士会およびドイツ公証人会により指名 一般的財産共同制の夫婦財産制についての合意は、 組合関係又は 配偶者によ

るが、 は 有財産は両配偶者の合有となる(ドイッ民法一四四二条)ということが斟酌されなければならない。 同制の効果を配偶者相互の関係における財産関係の規制および第三者との関係における財産関係の規制に限定することに賛成す 般的財産共同制の効果の判断についてさまざまな見解が可能であるということは、 先の理由から、 所得税法の領域については当該財産共同制の直接の効果を認めることはできない。 当該財産共同制の効果を、 両配偶者がこれに合意した領域に限定することに賛成する。 認めざるをえない。 一般的財産共同制の場合当該 収益税法を支配している経済 したがって、 とくに、 しかしながら、 租税法上の判

共同制から所得税法上配偶者間でひとつの共同体が当該合有財産たる目的物を使用収益するために成立するということを前提と を共同で有する配偶者を右と異なって取り扱うことは、正当化されないであろう。しかし、この場合には、当該不動産から生ず 連の共同相続人がひとつの相続した不動産を共同で賃貸することによって使用収益するケースと異ならない。その場合、 両配偶者がかれらに共同に属する家屋を共同で使用するというそうした共同体が存するのである。このケースは、ふたりの非関 の合有である場合、租税法上これは財産として各配偶者に二分の一ずつ帰属する。経済的に観察すれば、このようなケースでは、 している。」(S. 11f.) 夫婦財産制からの帰結は、 有財産の使用収益との関連においてこの配偶者間においてひとつの共同体が承認されなければならないことにある。このような る収益の半額を各配偶者に帰属させる理由は、もう一度明らかにするため強調すると、一般的財産共同制の合意にあるのではな 者としての相続人は当該不動産から生ずる剰余を合有し各人二分の一ずつ帰属する。しかし、合有財産たる目的物としての家屋 この夫婦財産制の帰結のひとつ、すなわち、当該合有財産は租税法上両配偶者のそれぞれに二分の一ずつ帰属しかつ当該合 非関連者間においても可能であろう。連邦財政裁判所第一部も、経済的観察法によるとき一般的財産(3)

ここで強調されている非関連者との比較は、 独立当事者間取引の法理を想起させるものである。

#### 学説状況

般的財産共同制についての合意による所得分割が及ぼす所得税法上の効果は、 部の学説は、 財産共同制と所得の帰属の関連性に異論を唱えている。 争われてい

財産共同制の合意による所得の分割は、

またその他の種類の稼得所得 (Erwerbseinkünften) についても少くとも疑問の余地がある。 諸説の理由づけは、さまざ

いずれにせよ独立的労働所得および従属的労働所得については可能でなく、

通過取得説

部の者 (通過取得説 Durchgangstheorie)は次のことを強調している。ドイツ民法一四一六条一項は、 夫の財産と妻

断にとっては、当該合有財産は租税調整法一一条五号により各配偶者に二分の一ずつ帰属する。例えば、一軒の家屋が両配偶者

稼得した配偶者に帰属しなければならないことが導きだされる。 れが通過取得説の概要である。 第三者から合有への直接的な権利移転を定めておらず、たんに、一方配偶者によって「論理的に一瞬の間」 為の一 による (将来の) 所得についての (所得税法上無視しえない) 前提要件を意味する。(8) も主張されている。 かつ合有財産が法律に基づき、 が合有財産に移行する。立法者の観念によれば、 たものを法律に基づき合有財産に移行させている。 [共同制の継続中に取得する」 財産は財産共同制によって両配偶者の共同の財産 時的に単独権利者 般原則 (第一六四条二項) 連邦大蔵大臣もこの意味において発言している。 (Alleinberechtigen) である。これに引き続いてはじめて当該取得された財産権 当該所得を取得する配偶者の権利承継人に帰属する。 すなわち各配偶者がまずみずから所得を取得する(erwerben)。 によれば、その者、 財産もまた属する。 通過取得(Durchgangserwerb)が各配偶者の許においておこなわれ 他方配偶者は当該取得に何もかかわりあいをもつことはない。 その者だけが、 一方配偶者が財産の取得のとき自己の名で行為する場合、 (合有財産) になると定める。 一般的財産共同制の合意は、 当該取得行為の当事者である。 以上のことから、 合有財産には、 所論は、 所得税法上、 著名な教科書によって 当該稼得する配偶者は 所得を稼得する配偶者 「夫又は妻が当該財 第一四一六条は、 (Vermögensrechte) 所得は、 取得され

されたのは正当である。 この通過取得説が、 方配偶者を経由して両配偶者のものとなるといういわゆる通過取得説が、 約三〇年後にわが国で東京地裁昭和六三年五月一六日判 その後、 決 (前出) 連邦財政裁判所によって否定 により援用 され

# 2 稼得者説(税法独立説

との なわち、 また一 関係に対しなんらの効果も及ぼしえない。 部の者 両法領域のあいだになんらの内的関係も存在しない。 (税法独立説 稼得者説) は、 夫婦財産法と所得税法との 配偶者間における財産につい 関連性を根底から次 ての規律は、 0 理 由で否定する。 租税債権

す

ッ

#### 3 所得 類型依存説

そ すなわち、 の他の主張者 特定の所得類型の場合、 (経済的観察法説·所得類型依存説) 例えば資本財所得、 は、折衷説を説いており、 賃貸所得の場合、 この見解は、 財産共同制の合意は意義をもっている 所得の種類を考慮に入れようとしてい 連邦大蔵大臣ならびにデ

る から、 偶者の従属的労働に基づく所得は、 が本質的に人的労務の提供の成果であるようなケースでは、 くはその他の資産の拠出により、 年所得税法二六条a第一項一文において追認されている。所得の稼得に、 所得の所得税法上の帰属はだれがそれを稼得したかに依存している。 夫の稼得所得を両配偶者に帰属させることは、 に関係することがありうるにすぎない。夫婦財産法上の合有 産持分によってある程度補助をうけているとしても)稼得されたという事実は、 れた所得の一部分が帰属しえないことは、 両配偶者の合有財産となる、 Littmann セ 独立的労働に基づく所得の稼得又は従属的労働に基づく所得の稼得に参与しなかった妻に、 ルド だれが使用人であり、 は以下のように詳述する。 フ国税局長、 ミュンスター国税局長、Littmann によって主張されてい(st) といったようにドイツ民法が一般的財産共同制を構成していることはさておくとして、 だれが使用人関係にあるかといったことは、 協力しなかった者は所得税法上まったく所得を稼得することはできない。 それがただちに両配偶者の共同の財産になるにもかかわらず、 婚姻中に取得された財産価値が、まず配偶者の一方によって取得されたが故 一般的財産共同制の存在を顧慮しても、 できないようにおもわれる。 所得が配偶者の一方によってのみ(他方配偶者の財産の財 (die güterrechtliche Gesamthandsgemeinschaft) これは旧来の帰属原則であり、 例えば自分の労務の提供により、 租税法上無視されえない。とくに、 給与所得税の納税義務がある労働所得 一義的に明らかだと考える。(%) る 夫によって稼得さ その者の所得であ 今日も一九 この理 資本もし 一方配 所得 Ŧ.

農林業所得および事業所得は、

配偶者間でとくべつな私法上の取り決めが存しない限り、

夫の所得とみな

所得税法の体系は、

ある者が稼得していない、

あろう。

地の使用に基づき果実の生みだされる農林業についてもあてはまる。ただし、養蜂の場合はおそらく事情は異なるで 産共同制の合有財産に属するとき、 程度まで投下されているかが、問題である。相当の投資資産と流動資産をもつ個人企業の場合、当該事業 (営業) が 場合における代理商(Handelsvertreter)の職業活動と同じである。手工業の営業の場合、資本と非関連の使用人がどの 業活動に基づく所得の場合、資格のある配偶者による人的労務の提供が前面にあるのであって、これは、事業所得の み が ける稼得活動(Erwerbstätigkeit)が本質的なものである場合、当該活動をした配偶者にのみ帰属するのであって、 律規定によれば、夫が、事業のオーナーとみなされるのであって、合有財産たる営業又は農林業の管理を自己の名前 下に置かれる。同条第二項によれば、妻は、夫の管理行為によって第三者に対して個人的に義務を負わない。この法 されねばならない、と説く。これはドイツ民法一四四三条からの帰結である。同条によれば、合有財産は夫の管理の って資本の投下を斟酌していないが、しかし、配偶者が本質的に活動せずに稼得した(合有財産の)果実について おいて自己の計算において行なう。Littmann は次のようにさらに述べている。 農林業及び商工業 (営利事業)(%) (%) 〔配偶者間で〕分割する。 共同の事業用財産から生じる果実が問題である場合には、 夫婦は共同事業者(パートナー)としてみなされねばならない。 事情は異なっている。 同様のことは、 した にお 自由 土 財

ければならない。(回)(図) あることが、 より事情によっては非常に重きをなすのであって、夫は資本財所得の取得者又は賃貸所得の取得者としてみなされ もしくは管理活動が大きいときには、事情はこれと異なる。この場合には、夫の管理活動がドイツ民法一四四三条に 資本財所得および賃貸所得の帰属は、いろいろ問題があるようにおもわれる。この場合、管理活動がごくわずか資本財所得および賃貸所得の帰属は、いろいろ問題があるようにおもれる。この場合、管理活動がごくわずか 非常に多い。このときには、 所得は当初から半額ずつ夫と妻に分割されねばならない。 しかし、 管理 で

稼得できなかった所得をその者に帰属させることを許容していない。

は ま<sub>(図)</sub> る。

みなされねばならないような重要な活動によって稼得されなければならないそうした稼得所得の帰属についてもあて く所得及び従属的労働に基づく所得の帰属にあてはまるが、 なぜなら、 その者はみずから所得の成立要件をみたしていないからである。このことは、 また、 一般的財産共同制の合意後に夫の自己責任活動と とりわけ独立的 労働 に基

及び夫が包括的に管理活動をするときには資本財所得や賃貸所得についても、 稼得者は、 己の将来の取得するものの二分の一を分与する。 的財産共同制の継続中にかれらによって取得された財産の分割をも規律する。 さらに、 別な考慮からもこの結論 かかる合意がなくとも、 依然として、所得を稼得した者である。以上のことからも、 に到達する。 しかし、このことは、 一般的財産共同制に合意するとき、 あらかじめの所得の費消を意味する。 夫が所得の稼得者である。 (B) 各配偶者は無償により他方配偶者に自 両配偶者 は 農林所得、 婚姻中 また 事業所得 所得 は め 般

貸所得にも拡張適用することは、 ことは許されえない。この見解を農林業所得、 活動がごくわずかな場合の資本財所得および賃貸所得のケースを除いて、それ自体だけでは、 以上の考察から Littmann は次の結論に到達している。 すなわち、 課税の平等と正義に照らし無条件に望ましいし、 事業所得ならびに夫の管理活動が包括的な場合の資本財所得および賃 一般的財産共同制の合意によっては、 また法的にも不可避である。 所得を夫婦に分割する 夫の管理

#### 直接合有說

瞬でも、 裁判所 よって取得される財産は、 の の多数説は右のような理論構成を拒 当該取得した配偶者だけに属することはない。直接合有説に賛成するによい理由がある。 聴聞し た専門家によっても一致して主張されたのである。 これが合有財産になるかぎり、 み か つ次の見解 取得と同時に直接に合有財産になり、 (直接合有説) を承認している。 すなわち、 したがってただの 所論は、 方配 連邦財政 偶 者

K

般的財産共同制の民法上の効果を所得税法上無制限に斟酌すると説く。(『) 夫婦財産制が夫婦の財産及び

財

産共同制に妥当するにちがいない、

とい

引き出すことはできな

所得に及ぼす効果は、 決定的だからである。 配偶者間に成立している夫婦財産制 所得税法上斟酌されねばならない。 なぜなら、 (Guterstand) 所得の帰属にとって原則として民法上の状態が は所得の帰属にとって直接意義を有する。

得の種類は重要でないことを承認している。 ツ民法一四七六条)は、 の場合にもあてはまる。民法上の責任関係の規律および一般的財産共同制の解消にあたっての合有財産 にとって真摯に合意されかつ実施された法律関係は、 たものとみなされるので、 b のが合有財産になるかぎり、 般的財産共同制が成立しているときドイツ民法一四三八条一項二文及び二項に照らし各配偶者により取得され 無視し去ってはならない。 したがってそのような所得の二分の一がそれぞれ両配偶者に帰属すること、 配偶者によって稼得された所得はすべて原初より各配偶者によって半額ずつ稼得され 所論の主張者は、とりわけ次のことを援用している。 租税法上も承認されねばならない。 この原則 すなわち、 は配偶者間 およびこの所 の 分割 関係人

条文は、ここでの問題の判断 例えば、Lenski 旧租税調整法一一条五号〔一九七七年租税通則法三九条二項二号〕により必要である。 は、 次の見解を主張した。夫婦が一般的財産共同制に合意しているとすれば、 にあたり重要な役割を演じるが、 しかし、 所得税法上所得の帰属にとって同条から何も 所得の配偶者 たしか の

所得税法二八条によれば、 合有財産になる所得は、 生存配偶者の所得とみなされる、ということも指摘されたことがある。(『) 継続的財産共同制 (継続財産共通制、 継続的財産共通制 fortgesetzte Guttergemeinschaft)

て所得は ない。 一両配偶者に帰属する、 すなわち、 継続的財産共同制という特別なケースについてのドイツ所得税法二八条の規定は、 立法者の意思によれば明らかに正反対のことが一般的財産共同制に妥当すべきであり、 とい 2 た逆推論は認められない。 った類推も認められない。 また、 卑属を生計の一員として有する生存配偶者の継 継続的財産共同制に妥当することは、 逆推論も類推 したが も認め 般的

問題について、

この意味でも別の意味でも態度を表明していない。

り、 続的 同一 財産共同体の法律要件 視することはできない。 (民法一四八三条) 立法者は所得税法二八条の規定によって、 と配偶者間 の一般的財産共同制の法律要件とは、 般的財産共同制の所得税法上の意義 本質的に相 7 お

れた場合だけである。 各配偶者に、 流入したかは、 分離賦課処分の場合、 その者の固有の財産から生ずる収益が属する。この原則の例外が成立するのは、 民法の原則にしたがって決定されなければならない。 例えば、 各配偶者には、 用益権(Nießbrauch)が設定された場合、 その者によって稼得された所得が帰属する。 財産の使用収益が問題である場合、 または別産制 (Gütertrennung) をとる妻が自己 いずれの配偶者に特定の 特別な合意がおこなわ 原則として 所得が

ぞれに折半して帰属する。(図) か 得にも妥当する。 Į, 両配偶者の共同の財産である。 妥当する。 の財産を全部又は一部夫にその管理を委ねた場合である(ドイツ民法一四三〇条)。 (L)したがってすべて合有財産とならない。 (III) 所得は、 れらは、 権利と債権、 別産制及び法定夫婦財産制である剰余共同制については前記の原則は、(3) (3) しかし、 この点において、 したがって、このような夫婦財産制の場合には、 分離賦課処分の場合にもっとも有利な所得の分割をその目標とすることができる それが留保財産でない場合、 とくに給与請求権もまた、 かれらの所得が各人それぞれに半額ずつ分割されるという結果に到達することができる。 ただし、 法律行為によって譲渡され得ない目的物は、 したがって、一 合有財産の収益は両配偶者にそれぞれ半額ずつ帰属する。 般的財産共同制は本質的な意義をもっている。(吗) かれらの各人に半額ずつ帰属する。 般的財産共同制を合意することによって、 しかし、一般的財産共同制をとる一方配偶者の労働所得 それらが譲渡できないかぎり、 うまみのある法形式の可能性はほとんどない 合有財産になりえない。 その例である。 叙述の例外を斟酌するとしても、 このこと自体は、 般的財産共同制の場合、 夫婦は 労働 同様に、 (従属的労働 所得 従属的労働に基づく所 すべての分割できな は 両配偶者のその他 (Arbeitseinkünfte) 所得の場合に限 配偶者のそれ 合有 かくして、 無制 財 産⑪ 限

は

に

効果を財産法の領域に及ぼすことを一般的財産共同制が避け、 ッの夫婦財産法は ただし、 かかる契約によって可能であるかもしれないであろう。 課税所得の外にかかる合意に伴なう帰結は多くの場合に懸念がないわけではないからである。しかし、 多くの夫婦にとっては、 日本の場合と異なり契約期間の原則によって支配されているので、 一般的財産共同制を合意することは合目的的でないかもしれないようである。 そしてしかしその利点を租税法の領域で生み出すこと 場合によっては不利と思わ ドイ ts

#### 5 独立当事者間取引説

は

なわち、民法上有効な合意でかつ実施されたものは、 成が可能であったかどうかに基準を求める。 い は独立当 しなければならない。 っては、 からである。したがって、連邦財政裁判所の裁判例がますます明瞭に次のことを強調していることは、 連邦財政 題は真摯性の判定基準である。連邦財政裁判所は、 財産共同制の下で取得したものが、所得税法上当該所得が配偶者へ分割されることになることは決定され 「事者間取引説をとる。 裁判所第六部はこの直接合有説に傾いている。 しかし、このような民法上の問題につき最終的な態様を表明する必要はない。 なぜなら、たとえ民法上の通説と同様にこの問題に解答するとしても、このことによ 以下のように詳述する。 所得課税の基礎にしなければならない(真摯的合意実施説) 従前の裁判例にならって、 鑑定を求められた問題を審理するにあたり、 非関連者間においてそうした法形 連邦財政裁判 民法から出 正しい。す

害関係のため、当該合意の真摯性についての立証に特別に厳格な要件が求められることになるとしても、 ならない旨承認している。 は例外ではない。近年連邦財政裁判所の裁判例は、 近親者間例えば親子間における合意もまた、たとえ個人的に親しい関係及び租税債権者に対するほぼ同 それ故、 同裁判例は、 配偶者間における真摯な労働関係および組合関係を斟酌した。 配偶者間における契約もまた所得税法上原則として尊重されね 原則として 方 向 の利

[偶者間における合意について租稅法上評価するにあたって、そのような契約が生活共同体としての婚姻関係によ

この契約は所得税法上なんの効果ももっていない。法定扶養請求権者間(zwischen gesetzlich unterhaltsberechtigten Per-ば有している。このような契約がもっぱら又は主として家族法又は婚姻法の領域にその根拠をおいている場合には、(※) それが同じ名称のもの(例えば労働契約)であっても、非関連者間における契約とは本質的に異なる法的内容をしばし recht zwingenden Normen) 婚姻法規範を含んでいることに留意すべきである。このため、そのような契約は、 たとえ

って著しく刻印されていることおよび (当該契約法に対して強行的な規範としての als gegenuber dem dispositiven Vertrags-

sonen)の出捐は所得の額に対しなんの効果ももっていない、とドイツ所得税法一二条二号は規定する。この規定は、

からである。 (図) 実の評価にとって本質的原則でもある。 る。このことを堅持するならば、合意についての真摯性の審査のための確実な拠りどころが得られ、 おける純粋に租税法上の目的のためになされる法形成の濫用が防止される。 な前提要件のもとでのみかつこの枠組みのなかでのみ、裁判例は配偶者間における契約に所得税法上意義を認めて た所得の費消を意味する。配偶者間の合意が家族法上条件づけられたものか又は婚姻法の領域外のものかどうかの判 すなわち家族法上条件づけられた法的措置は、所得に対し何の影響も及ぼさない。そのような法的措置は、 連邦財政裁判所の裁判例のなかでさまざまなニュアンスを付けて繰り返している一般法思想から派生するものである。 租税法律の発布の際における憲法に適合する原理である。しかし、この目標は、(図) 裁判例は、 非関連者間においてもそのような契約が可能であったかどうかに依拠している。このよう なぜなら、どのような濫用も、租税正義、 配偶者間における濫用による法形成の防 近代租税法の基本原理を侵害する 租税法律の解釈および要件事 また配偶者間に 稼得され

法は、 上の所得の帰属に対する直接的効果をその合意に与えていない。 |税法の一般的観点から夫婦財産法上の合意をみるとき、 財産法上の法律関係を配偶者間においてそしてその者の債権者との関係において規律しており、 連邦財政裁判所第六部の見解では所得税とくに所得税法 夫婦財産法は婚姻法の一構成要素である。 これと並んで

接に合有財産となるにも

カゝ

かわらず、

が

組合関係又は共同体関係において非関連者間でも可能であろうような、

るの たケー によってどの程度稼得されるのか、又は、 的財産共同制により、 配偶者がかれらの将来の財産法上の関係を規制するためにたった一度だけ当該一般的財産共同制に合意し、この一 得るのか又は物権法例えば用益権 よって〔将来の〕 にもあてはまる。 る費消である。 に当該所得は帰属する。 を他方配偶者に分与する場合、 念よりも本質的に広い。 各配偶者もしくは両者に 般的財産共同制の夫婦財産制は、 連 かが、 邦財政裁判所の鑑定は、 スの場合になぜ事情を異にすべきなのか、 とくに次の考慮を重要だと考えている。 ドイツ民法一 重要である。 同じことは、 所得を得ることを認める場合である。その際、 例えば、 両配偶者のうちの一方が当該合有財産のために取得したものは、 一方配偶者の活動によって稼得された所得は、 当該他方配偶者に対する分与は、 夫婦財産法上の合意が所得の帰属に対し直接的効果をもっていないということについて、 四三八条に規定する「取得 共同に属する目的物のみならず、 一方配偶者 次のとおり要約される。すなわち、 この出来事は所得の帰属にとってなんの意味も有していない。 方配偶者が他方配偶者の利益となるように前以って将来の所得を自由に使わせる場合 (Nießbrauch) に基づいて得るのかは、 婚姻費用を負担する義務にも及んでいる(ドイツ民法一四五八条、 租税法上は当該活動をした配偶者に単独で帰属する。(図) (甲) が他方配偶者に対し、みずから 合有財産 (Gesamtsgut) の使用収益権 (Nutzung) によってどの程度稼得され ほとんど理由がつけられえない。 すなわち、 (Erwerb)」 概念がまた所得税法に規定する 「所得 稼得された所得の費消であり、 各配偶者もしくは両者の負う債務をもその対象としてい 一方配偶者が個別の合意によって、 当該利益をうける配偶者が所得を債権法に基づい 所得の帰属にとって、 重要でない。このことを前提にするとき、 民法の通説にしたがえばその所得が民法上 (甲の) 所有権を有している家屋の賃貸に その所得が一 将来両配偶者に属するとい これは所得税法上. 所得を稼得した配偶者 その者の所得 一四六五条参照)。 方配偶 (Einkünfte) <sub>J</sub> 者 ゅ の 活 第 般 7 直 動 両 部

「効力を生じることとなる場合には、

ただ、

財産共同制

そ

偶者によって共同で(gemeinsam)使用収益されうるので、当該合有財産の使用収益権から生ずる所得(Nutzungen)は 帰属し(ドイツ租税通則法三九条)、かつ、あたかもこれが第三者間においてありうるであろうと同じように、その両配 の効果は所得税法上所得の帰属にとって尊重されなければならない。」合有財産が両配偶者のそれぞれに二分の一ずつ

- 両配偶者のそれぞれに二分の一ずつ帰属する。 (II)(III)
- Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4d a. 例えば、別居生活の長期化を理由とする分離賦課処分の場合 (所 最も有利な賦課処分の形式について、Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26 Anm. 20 参照
- のケースにおける合算賦課処分の場合(分離賦課処分の場合と同様の所得税債務の分割)及び条文が両配偶者の一方の所得に 得税法二六条、二六条a)、ドイツ租税通則法二六八条(旧租税調整法七条三項四文及び五文)による第二次納税義務の制限 ついてのみ適用されらるそらしたケースの場合(一八条四項、三四条四項等)である。
- 249=BB 1960, 162=EDStZ 1960, 82; Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4d a. 財産共同制及びニィーダランドの一般的財産共同制についても妥当するであろう。OFD Minster vom 22. 1. 1960, DB 1960, 以下においては、 ので、一般的財産共同制の所得税法上の効果に関する裁判例及び文献は、今日の財産共同制にも妥当している。したがって、 財産共同制に関する民法上の規律は(所得税上意義のあるかぎり)一般的財産共同制に関する従来の規律に対応している 財産共同制についてのみ論述する。一般的財産共同制についてと全く同じルールが、ウエストファーレンの
- (\varRelation) Klein/Fockermann/Kühr (FN 56), § 26a Anm. 2e) (2)
- (7) Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), §26a Anm. 4d
- (FN 35), § 26a Anm. 4d a Ehegatten bei Vereinbarung und Auseinandersetzung der Gütergemeinschaft, DStR 1973, 204; Herrmann/Heuer/Raupach Güterrecht II B 1; Fichtelmann, Helmar, Einkommensteuerliche Auswirkungen in Ansehung eines Gewerbebetriebes eines BMWF vom 20. 11. 1972, DB 1972, 2330=BB 1973, 26 = DStR 1973, 40; Seithel, RWP-Blattei 14 D Ehel
- 23. 6. 1971, BFHE 103, 24=B\$tB1 1971 II, 730; I R 167/83 vom 29. 4. 1987, nv; VIII R 49/84 vom 1. 2. 1989, nv; FG BFHE 69, 395=BStBl 1959 III, 408; VI 161/63 vom 11. 3. 1966, BFHE 86, 50=BStBl 1966 III, 389; I B 16/71 vom BFH (FN 32), VI D 1/58 S, BFHE 69, 5. aE (Oswald [FN 32], DStZ/A 1978, 379); IV 127/58 U vom 6.

以りいて、BFH I B 16/71 u. FG München aaO München vom 11. 2. 1971, EFG 1971, 399 (確定); Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4d a). 合算賦課処分

- これを容認するものに、BFH I 231/56 S vom 3. 12. 1957, BStBl 1958 III, 27
- (5) BFH I 226/64 vom 1. 3. 1966, BStBl 1966 III, 277.
- (E) Fichtelmann (FN 72), DStR 1973, 204
- Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4d a. 詳細については、Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4c をみよ)。 属する。一方配偶者の活動により稼得された所得は、分割されて はならず、すべて その者に帰属する(Herrmann/Heuer/ 32), BStBl 1959 III, 263.)。通説にしたがえば、合有財産の使用収益により得た所得にかぎって、夫婦にそれぞれ半額ずつ帰 本財所得および賃貸所得)。このことは、原則として合有財産に属する営業(営利事業)についてもあてはまる。 ここ では通 両配偶者の組合関係が承認される(Klein/Fockermann/Kühr (FN 56), § 26a Anm. 2e (2), Vgl. BFH VI D 1/58 S (FN 合有財産の使用収益権が両配偶者に帰属する範囲にかぎって、租税法上の判断は民法上の規制に無条件に従う(例えば資
- (%) BVerfG 1 BvL 4/54 (FN 12), BVerfGE 6, 55.
- 9) BGBI 1957 I 848=BStBI 1957 I 352
- (≲) BFH (FN 32), VI D 1/58 S, BFHE 69, 5.
- 81 日本の実例について、参照、佐藤良雄「夫婦財産契約と財産共同制」成城法学一三号(一九八三)一五〇頁以下。
- (3) BFH I 231/56 S vom 3.12. 1957, BStBl 1958 III, 27 (unter III 1).
- BFH I 116/58 U vom 26. 8. 1958, BFHE 67, 450=BStBl 1958 III, 445
- FR 1957, 557 (558); Stumpe, Nochmals: Allgemeine Gütergemeinschaft und getrennte Veranlagung, FR 1957, 563; Grass B 12/58); Littmann. Eberhard. Nochmals: All. Gütergemeischaft und EinkSt. der Eheleute. FR 1958, 219; Eberhardt. W. Ehegattenbesteuerung B 123-127: Nißbrauch iS des § 6 StAnpG (いれに対して、Mittelbach. RWP-Blattei 14 D ESt. II Ist der eheliche Güterstand von Einfluß auf die Ehegattenbesteuerung?, BB 1957, 1131; Theis (FN 11), DB 1957, 1246 例えば、FG München vom 14. 3. 1958, EFG, 274(確定);Vogt, Fritz Johs., Einige Probleme der Ehegattenbesteuerung
- menbesteuerung der Ehegatten, S. 47; Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35). § 26a Anm. 4e b) Gorbing, Die steuerliche Berücksichtigung von Verträgen zwischen Ehegatten, DStZ/A 1957, 369; Littmann, Die Einkom
- (S) RGZ 90, 288; BayObLGRJA 4, 109

- 86 Burkhard Thiele, J. von Standingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetz und Nebengesetzen Vgl. RGZ 84, 71, 74; 84, 326, 327; 90, 288, 289; 155, 344, 346; BFHE 75, 351; Staudinger, Julius von/Wolfgang Thiele/
- von Ehegatten in Gütergemeinschaft, FamRZ 1979, 370 (371). Unzner, Planck's Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch 1913, 4. Aufl., § 1438 Anm. 3; Tiedtke, Klaus, Grundstückerwerb Otto/Uwe Diederichsen, Bürgerliches Gesetzbuch, Kurz-Kommentar, 38. Aufl. München 1979, § 1416 Anm. 3; Planck, G/ Tübingen, § 60 II 2, 62 III; Gernhuber, Joachim, Lehrbuch des Familienrechts, München/Berlin 1964. § 38 III 2; Palandi 12. Aufl., Berlin 1985, Anm. 24 zu § 1416; Enneccerus, Ludwig/Theodor Kipp/Martin Wolff, Familienrecht, 7. Aufl
- (S) 例えば、Enneccerus/Kipp/Wolff (FN 86), aaO.
- は租税法上無視されるようである。Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm. 9a. Vgl. BFH BStBl 1974 II, 166 取得した財産目的物が夫婦の一方の許を通過していくにすぎない場合、この一時的な取得は形式的な取引にすぎず、
- (%) BFH (FN 32), VI D 1/58 S, BFHE 69, 5.
- 山田·前掲注(55)一八三頁。 日本の裁判例においても、所得の人的帰属を判定する基準は、所得の種類に対応してさまざま基準が示されている。同旨、
- (5) OFD Düsseldorf vom 6. 11. 1957, DB 1957, 1111.
- (S) OFD Münster, DB 1957, 1084 u. 1958, 66
- 1958, 274; wohl auch FG Nürnberg, Urt. vom 30. 10. 1957, EFG 1958, 126 23 ff.; Grieger, Anmerkung zum BFH I 116/58 vom 26. 8. 1958, BB 1958, 1195; FG München Urt. vom 14. 3. 1958, EFG der Ehegattenbesteuerung nach dem Gesetz vom 26. 7. 1957, FR 1957, 502; Theis, J., Die Ehegattensteuer, 5. Aufl., S. 同归 Littmann, Das Einkommensteurrecht, 6. Aufl., Anm. 3a zu § 26a EStG; Theis, J., Zweifelsfragen zur Regelung
- (3) Littmann, Eberhard, Drei Fragen zur einkommensteuerlichen Gestaltungsfreiheit zwischen Ehegatten, FR 1958, 58
- (5) Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm. 8b.
- (%) Littmann (FN 94), FR 1958, 60.
- 5) Littmann X. § 26a Tz. 8
- herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4e b.

- この場合の所得の分割について、OFD Düsseldorf (FN. 91), DB 1957, 1111; Theis (FN 11), DB 1957, 1246
- 100 Littmann (FN 94), FR 1958, 60
- る目的で対価を得て第三者に移転する者、 移転させる者である(Littmann/Bitz/Meincke [FN 21], § 26a Anm. 8b.)。 賃貸所得を稼得するのは、 ある賃貸人の権利義務と一緒にドイツ所得税法二一条一項に規定する物と権利を使用収益させ 自分の家屋で自からその居宅を使用する者、又は居宅を全部もしくは一部無償によ
- Littmann (FN 94), FR 1958, 60.
- 103 Littmann (FN 94), FR 1958, 60 f
- Littmann (FN 94), FR 1958, 61
- Gegenstände durch einen Ehegatten in der Gütergemeinschaft, Diss. Mainz 1970, S. 44 ff.; Hofmann, Werner, Zum Erwerh kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, 6. Aufl. Münster 1975, § 1416 Rz 5; Hofmann, Werner, Der Erwerb einzelnes und dem Einfuhrungsgesetze, Bd. IV, 9. Aufl., 1926, Anm. 3 zu § 1381 BGB; Erman, Walter/Dieter Heckelmann, Hand-共同制の夫婦共同財産に関するもの); Staudinger, Julius/Theodor Engelmann, Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch RG V. 12/13 vom 21. 1. 1914, RGZ 84, 71; VI. 77/17 vom 24. 5. 1917, RGZ 90, 288 (ただし、 両裁判例は、

説が論旨一貫しているが、実務上の理由から直接合有説を支持); Hans Theodor, Soergel/Hans Friedhelm Gaul, Burgerliches ernig, Othmar/Peter Schlechtriem, Bürgerliches Gesetzbuch, München 1979, §§ 1416-1419 Anm. 2d(ドグァでは通過取得 einzelner Gegenstände durch einen Ehegatten für das Gesamtgut der Gütergmeinschaft, FamRZ 1972, 117, (120); Jaw 所得もまた、そうである。これに対し、農林業所得は、両配偶者が通常同程度に協働し、かつ共同で資本を投下するので、両配 1342; Beitzke, Günter, Familienrecht, 21. Aufl., München 1980. § 16 II 1(ただし、租税法上は、所得は一部単独で各配偶 1965, 371; Rehle Christoph, Grundstückserwerb durch Ehegatten DNotZ 1979, 196 (201f.). s auch BFH NJW 1959. 1314 直接合有説); Schulze-Osterloh, Joachim, Das Prinzip der gesamthänderischen Bindung, 1972, S. 187ff.; Haegele, Rpfleger Kanzleiten, Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, Bd. 5, 2. Aufl. München 1989 § 1416 Rz 22 (基本的には Gesetzbuch, 11. Aufl. Stuttgart/Berlin/Köln/Mainz 1981, § 1416 Rz 4; Rebmann, Kurt/Franz Jürgen Sücker/Rainen 従属的労働に基づく所得又は人的会社に対する資本参加に基づく所得 [BFH, BB 1961, 778] のみならず、事業

通過取得説は相当に限定されており、とくに、

鈴木禄弥(訳)・ドイツ家族法(一九八六)一〇七頁。男女同権法の施行以降、

偶者にそれぞれ半分ずつ帰属する。同様のことは、合有財産に基づく純粋な資本所得にもあてはまる。); D・シュヴァーブ/

単独で管理する配偶者による取得の場合について、Dölle, Hans/Friedrich Schonfeld, Familienrecht, Bd. 1, 1964, § 67 I 1b Lenski (FN 12), BB 1957, 1240; NN, Probleme Ehegattenbesteuerung. Bemerkenswerte Ausführungen von Min. -Dirig

Veranlagung, FR 1957, 563 (564); von Claer, Eberhard, Das Gleichberechtigungsgesetz und seine Auswirkungen im Einmeinschaft nach Betriebsprüfung, FR 1957, 440; Heitzer. J., Nochmals: Allgemeine Gütergemeinschaft und getrennte (200); Falk (FN 66), DStZ/A 1957, 225 (236); Heitzer, J., Getrennte Veranlagung von Ehegatten bei allgemeiner Güterge Dr. Lenski auf dem 9. Steuerberater-Kongreß in Köln, DB 1957, 1000 (1001); Lenski (FN 14), StbJb. 1957/58,

Berlin 1973, S. 4 u. 10 (通過取得について)。 1960, 182; Beitzke (FN 105), \$16 II 1; Erman/Heckelmann (FN 105), \$1416 Rz 5; Soergel/Gaul (FN 105), \$1419 Anm gemeinschaft und getrennte Veranlagung, DB 1958, 233; von Schilling, Otto, Zur Frage der Gewinnverteilung im zur Oberfinanzdirektion Münster-Verfügung vom 31. 12. 1957, S 2123, BB 1958, 149; Zitzlaff, Franz, Allgemeine Güter-4; Haegele (FN 105), Rpfleger 1965, 371; Doehlert, StFolgen der Auflösung der Güter- u. Zugewinngemeinschaft, Herne, Güterstand der Errungenschaftsgemeinschaft. Bemerkungen zum Gutachten des BFH VI D 1/58 S vom 18. 2. 1959, FR kommen- und Erbschaftsteuerrecht bis zum Inkrafttreten des Splittingverfahrens, DB 1958, 466 (467); Schott, Anmerkung

- (≦) Klein/Fockermann/Kühr (FN 56), § 26a Anm. 2e.
- meinschaft und getrennte Veranlagung, DB 1958, 233; Henningen. NSt, Haushaltsbesteuerung, Ehegatten. Einzelfragen 5 367 (368); Falk (FN 66), DStZ/A 1957, 236; von Claer (FN 106), DB 1958, 467; Zitzlaff, Franz, Allgemeine Guterge (BGBl. I S. 848); Art. 3 und 3 GG. Zur Verfassungmäß igkeit des Überleitungsgesetzes vom 26. 7. 1957, DStZ/A 1957 563 (564); Lenski (FN 12), BB 1957, 1236; Grieger, § 26, 26a EStG i. d. F. des Überleitungsgesetzes vom 26. 7. 1957 例之ば、Lenski (FN 14), StbJb. 1957/58, 193 (200); NN (FN 106), DB 1957, 1000; Heizer (FN 106), FR 1957, 440
- いる場合に意義を有する。 いて斟酌されるべき処分が影響をうける場合には、濫用ではない。この問題は、夫婦が合有財産を有する夫婦財産制をとって 定する濫用とはならない。私見によれば、一方配偶者の所得についての所得税法上無視しえない処分ではなく、所得源泉につ 婚姻契約の締結及びその取消は、これによって所得の民法上の帰属が影響を受けるかぎり、ドイツ和税通則法四二条に規 Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4a)° したがって、経済的観察に基づいて婚姻契約を存在しないものとして取り扱うことは、重要ではな
- (≦) Lenski (FN 12), BB 1957, 1236 (1241).

- $\widehat{\mathbb{I}}$ steuerung. BB 1957, 1207; Niepoth, Zur einkommensteuerl. Auswirkung der allg. Gütergemeinschaft bei der Ehegattenbesteuerung, FR 1958, 164 例えば、 Niepoth, F. Zur einkommenssteuerliche Auswirkung der allgemeinen Gütergemeinschaft bei der Ehegattenbe-
- 112 その歴史について、浅見・前掲注(7)北海道大学法学会論集八巻三=四号八三頁
- 113 法定夫婦財産制の改正に当っての二つの基本的要請について、浅見・前掲注(7)北海道大学法学会論集八巻三=四号八四
- である(民法一三六三条ないし一三九〇条)。もっとも、物権法的に考察するならば、 八四頁以下、佐藤良雄「夫婦財産契約と財産共同制」成城法学一四号(一九八三)一四頁以下。 ない。参照、浅見・前掲注(7)北海道大学法学会論集八巻三=四号八九頁以下、山口・前掲注(2)甲南法学一五巻三=四号一 〔訳〕「西ドイツ婚姻法の課題」ジュリスト八三六号(一九八五)一〇一頁。婚姻中に他方の財産につ いて 持分を持つ ので は て共有として取得する旨の意思が法律行為上明らかであるときには、この限りでない。)ディーター・シュヴァープ/神谷遊 であって、夫婦のそれぞれは、婚姻前に取得した物の所有者となる(民法一三六三条二項一文。もっとも、個別の事案におい 剰余共同制は、夫と妻を、いわば営利を目的とする組織における同等の権限を持つ構成員であるかのごとく把握した制 婚姻中は別産制によって規制されるの
- 杏林社会科学研究六卷一号三三頁。)。 制と解されるが、解釈上共有財産制に近い点もあると解する余地がある(この点の学説状況について、参照、小石・前掲注(3) のグループに属する(浅見・前掲注(7)北海道大学法学会論集八巻三=四号八六頁)。我国の夫婦財産制は、原則として別産 別産制をとるものと財産共同制をとるもの、その中間形態をとるものに大別される。
- (11) 参照、山口・前掲注(2)甲南法学一五巻三=四号二〇〇頁以下。
- (\(\overline{\pma}\)) Vgl. dazu. BGB, zu § 1439.
- (≅) Lenski (FN 14), StbJb. 1957/58, S. 200.
- (\(\exists)\) Lenski (FN 14), StbJb. 1957/58, S. 200 f.
- (\(\infty\)) Lenski (FN 14), StbJb. 1957/58, S. 201.
- 121 近時では、BFH I 44/57 U vom 13. 1. 1959. BStBl 1959 III, , 197 (裁判例の概要付き)。
- (월) BFH IV 520/53 U vom 17. 2. 1955, BFHE 62, 43=BStBl 1956 III, 17.
- BFH I 231/56 S vom 3. 12. 1957, BFHE 66. 66=BStBl 1958 III, 27; I 105/57 U vom 10. 12. 1957, BFHE 66, 78==

126

- BStBl 1958 III, 445; VI 147/58 U vom 20. 2. 1959 BStBl 1959 III, 172
- Verhältnisse zwischen Ehegatten, StbJb. 1958/59, 208 (218 ff). BFH I 231/56 S vom 3. 12. 1957, BStBl 1958 III, 27; Siebert, Wolfgang, Arbeits- und Gesellschafts- (Beteiligungs-)
- 125 BVerfG 1 BvL 23/57, 1 BvL 34/57 vom 14. 4. 1959, BStBl 1959 I, 204

BFH I 231/56 S vom 3. 12. 1957, BStBl 1958 III, 27

- 127 BFH VI 27/56 U vom 8. 2. 1957, BFHE 64, 550=BStBl 1957 III, 207
- 129 128 349/62 vom 12. 7. 1963, Inf. 1963, 450=DStR 1963, 712(一般的財産共同制の場合、人的会社への一方配偶者の資本参加持 BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5=BStBl 1959 III, 263 (Oswald [FN 32], DStZ/A 1978, 379.); vgl. BFH VI Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4e b.
- gatten bei Gütergemeinschaft im Einkommen- und Gewerbesteuerrecht, BB 1964, 422; Birkholz (FN 67), DStZ/A 1967 56; Kaatz, P., Zur steuerlichen Behandlung von Rechtsbeziehungen innerhalb der Familie. Zugleich Besprechung zu der samkeit der §§ 26 und 26a EinkStG idF vom 26. 7. 57. Zum Urteil des BFH VI 33/56 U vom 31.10. 1957, FR 1958 1111; OFD Münster vom 31. 12. 1957, DB 1958, 66=BB 1958, 149; Theis (FN 11), DB 1957, 1246 (1248); Theis (FN 93) FG Rhld-Rf. vom 30. 7. 1963, EFG 1963, 562(確定). 従属的労働に関して、ドイツ所得税基本通達一七四条a第二項、合 1961, EFG 1962, 147 (確定); vom 14. 3. 1963, EFG 1963, 408 (確定); FG Düss. vom 19. 9. 1963, EFG 1964, 111 (確定); き当該協働する妻に対して支払われる給与は所得税法一五条二号に規定する利益持分に該当する); FG Nürnb. vom 20. 7. VI D 1/58 S StW 1959 Nr. 223, StuW 1959, 623; Schmidt, Ludwig, Arbeitsverträge und Pachtverträge zwischen Ehe Rechtsprüchen Nr. 1925 bis 1929 in diesem Heft, FR 1958, 269; Vangerow, Zum Gutachten des BFH vom 18. 2. FR 1957, 502; Theis (FN 93), Die Ehegattensteuer, S. 23 ff.; Grieger (FN 93), BB 1958, 1195; Kaatz, P., Zur Rechtswirk III, 277 (営利事業〔営業〕が財産共同制のもとで生計を一にする夫婦の合有財産に属する場合、主張にかかる労働関係に基づ 1962 III, 346; VI 349/62 vom 12. 7. 1963. StRK EStG § 15 R. 425; I 226/64 vom 1. 3. 1966, BFHE 85, 181=BStBI 1966 69, 395=BStBl 1959 III, 408 (Oswald [FN 32], DStZ/A 1978, 379); I 79/61 U vom 15. 5. 1962, BFHE 75, 216=BStB 分はこの者の特有財産に属し合有財産になるのではない。). 有財産の使用収益か一方配偶者の活動の成果かといった所得源泉の相違について、auch OFD Düss. vom 6. 11. 1957, DB 1957 前掲連邦財政裁判所鑑定 (BFH VI D 1/58 S [FN 32]) と同旨のものに、BFH IV 127/58 U vom 6. œ

(FN 35), § 26a Anm. Anm. VII 3 ee; Hild, Dieter, Einkommensteuer und ehelicher Güterstand, BB 1973, 1204; Herrmann/Heuer/Raupach 365; Blümich, Walter/Ludwig Falk, Einkommensteuer-Gesetz. Kommentar, 11. Aufl. Stand: August, München 4e b.

Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4e

第3節 連邦財政裁判所の見解に対する批判

### 所得要件充足者説

よれば、「所得の法律要件を充足する」者、ないし、「所得税法により一定の所得類型を特徴づけている」そのような(※) 法律要件メルクマールを実現する者に、所得は帰属する。 ルクマールがその都度その者の許で実現するそのような者のみが、「所得」を稼得する。 **所得の法律要件を充足する者によって所得は稼得される。**所得税法に規定する所得類型のうちひとつの法律要件 (図) 連邦財政裁判所の裁判例に

することを前提とする。 二条一項、 のは、正しくないであろう。すなわち、所得税法における所得の帰属は、その所得を捕捉されるべき者が、所得税法 られるケースにおいて、当該所得もまた、共同による所得稼得という意味において両配偶者に共同で帰属するという 両配偶者がその婚姻中に取得したそれぞれの財産についても成立する。しかし、配偶者に属する財産の共同性が認め 財産共同制の場合、 一三条ないし二四条に規定するそれぞれの所得類型についての法定要件をみずから (in seiner Person) 充足 両配偶者が共同で所有するひとつの財産がある。 当該財産の共同性 (Gemeinschaftlichkeit) は

の本質的な助力をうけずに得られたものであるケースにおいては、 したがって当該財産の果実としての所得が配偶者のうちの一方による助力 (Zutun) 共同の所得からの収入(Bezug gemeinschaftlicher または少くともその者

1

ル

が充足されうるか、

すなわち、

だれが帰属主体として稼得するかについて、

者説の短所 を前提とせざるをえない。 は つぎの点にある。 すなわち、 ここでは、 各所得類型の大部分の法律要件は、 共同の資本財に基づく所得が考えられらる。 いずれの者の許で各法律要件 未解決のままである。 しか Ļ 所得要件充足

#### 所得 源泉説

所得 泉の処分権をその判定基準とするのであって、 年金受給権、 極端な場合にはその給付を拒絶する可能性を有する者」が、 めることのできる者、 市 源泉は、 場取引への参加、 有価証券及び資参本加、 農業経営、 すなわち、 給付の取引が、 動物飼育、 市場チャンスを利用する可能性を有する者、 自由業活動、 不動産、 所得源泉である。「この〔市場における〕 所得の処分権をその判定基準とするのではない。 反復的収入の基本権等である。 (®) 営利事業、 共同事業者としての地位、 所得源泉の帰属主体である。 所得源泉説は、 参加、 給付を変化しうる可能性を有する者、 給付をなすかどうかを自由に 事業 各所得類型についてみれば、 (営業) 帰属 の について、 譲渡、 労働 所得! 関

示により労働契約に関して棄てなければならなくなった。連邦財政裁判所は、(※) 税回避をおそれた当時の控え目な立場がある。 法形成の濫用に対する防止が、 基準は、 である場合に限って、 る濫用とはならない。 得税法にとって重要ではない 産法上の法形成の動機は租税法上重要ではない。 裁判例によれば、 非関連者間に 純粋に合意の真摯性のテストの信頼しうる拠り所及び租税法上の目的のため、 おいてもそのような契約がありうるかどうかの問に対する解答のみでありうるであろう。 連邦財政裁判所の見解によれば、そのような合意が所得税法上の効果を生じるかどうかの判定 物権法上の使用収益権 成り立つ。この判旨の基礎には、 (所得税法一二条二号)。このことは一 しかし、 (例えば用益権) 連邦財政裁判所はこの立場を後に例えば連邦憲法裁判所の 般的財産共同制の合意は、 を一方配偶者を通して他方配偶者に分与することは、 連邦財政裁判所が夫婦間における合意に反対して租 般的財産共同制にも妥当するとい 当時の ドイツ租税通則法四二条に規定す 裁判例に依拠してい わねばならない 夫婦間における たからであ 可能

合

(Nutzungsgemeinschaft)」ならびに共同事業者の「ように」配偶者を取り扱うことは必要でない。

の承認にとって、 お の 事業の収益が合有財産に流入し、 有制の解消にあたっての清算についての法律条文で明らかにされている(参照、 産に対する両配偶者の持分は、 偶者の合有的 ものが移転すると判示した。(単) っている。 これに対し、 しかし、 1966, BFHE 両配偶者の財産には、 この物権法上の用益権に関する裁判例を、 所有となる。 したがって、両配偶者は、 つぎの裁判例が適切である。 <u>8</u>5, 前出鑑定書によって創り出された、(またさもなければ)所得税法には疎遠な概念である「使用収益 181=BStBl III 1966, 227=StRK EStG § 15 R. 650)」。したがって、共同事業者 両配偶者は秘密準備金(含み資産)に対して参与して持分を有している。 損失の危険と同様に利益のチャンスがある。 合有財産に対する物権的法律関係の必然的帰結である。 したがって、 かつ、事業上の債務に対して事業用財産の全部及びその他の合有財産が責任をおう 合有財産に属する営利事業の共同事業者である(参照、 すなわち「財産共同制の合有財産に属する一企業の事業用 連邦財政裁判所の見解は、 連邦財政裁判所はその間に棄ててしまい、 必ずしも理由があるようにおも 両配偶者は、 とくにドイツ民法一四七六条一項)。 例えば、その持分は、 その事業 BFH-Urt. I 226/64 vom (Mitunternehmerschaf, そして、 (営業) このような含み資 ħ 財産は、 所得源泉そ のリスクを n な 財産共 両 配

であろう。

のは、 を不可欠だとは考えていない。 ならば、 有財産になる所得を、 こで主張した見解は、 Niepoth は正当にも次のことを指摘している。すなわち、ドイッ所得税法二八条は継続的財産共同制の場合に、 当 民法一 該合有財 四八五条により継続的財産共同制のもとにおける合有財産になる、 産に対し持分を有する卑属にも所得税法上直接に帰属することになるであ 体系違反ではなく、 生存配偶者の所得として性格づけている(この者が無制限納税義務をおう場合)。 ドイツ所得税法は、 反対に法律に根拠をおいている。 生存配偶者だけが継続的財産共同制の合有財産のためにのみ取得 (运) Littmann そうした生存配偶者の取得したも は しかし、 ろ(i) このような考慮 したが この擬制が って、 *ts* 

ر <u>کي</u>

取得した自然人の所得が所得税を課税される、 である。 すれば、 を帰結することができる。 する(ドイッ民法一四八五条一項、 所得税法二八条および一条は、たとえば合有財産そのものが所得税に服するのではなく、 夫の単独管理権を斟酌すると、 所得税法の立法者は、 二項)という見解を租税法のために強化したものとみなされうる。 両配偶者の一般的財産共同制についてはおのずから Littmann の見解が適切 ということを規定しようとしているのである。したがって、 所得の帰属について民法上の規定に従うこととしている。そうだと このことから、 合有財産のために 般的財 次

産共同制を体系上適切に取り扱うことに支障となる必然的結論が所得税法二八条から導きだしうるとは、

考えられな

財産共同制について、 財産共同制の法律要件は、 同判決によれば、 卑属を生計の一員として有する生存配偶者の継続的財産共同体の法律要件と、 逆推論も類推も許していない。 本質的に相異っており、 かつ、 同一視されないであろう。 したがって、 第二八条は 配偶者間 の

て決定的なものでないと考えていたのである。(版) 財産となる所得の稼得者としてもみなされねばならないという事実を前掲ライヒ財政裁判所は、 というものである。 Littmann その学説とは、 その前身たる一九二〇年所得税法一八条は、 共同体 般の財産共同制と継続的財産共同制は、 (Gemeinschaft) の特定の構成員に租税法上帰属するものとするならば、所得税法二八条は余計なものであろう。 財産共同制の財産は、 が自説を根拠づけるため引照した事実、 持分に応じて、 裁判例及び学説のほとんど一致した見解にまさに反するものであった。(⑫) しかし、 継続的財産共同制に参与している者の財産として取り扱われる 所得は合有財産となるという点では一致している。 すなわち合有財産の管理者としての夫が合有 租税上の判断にとっ この所得が

132 1963, Inf. 1963, 45=DStR 1963, 712; IV R 127/79 vom 7. 7. 1983, nv BFH VI D 1/58 S (FZ 32), BFHE 69, Çī ယ (Oswald [FN 32], DStZ/A 1978, 379); vgl. BFH VI 349, 62

12

- 133 schaftsgütern im Einkommensteuerrecht, Diss. Heidelberg 1990. 木村・前掲注(52)ジュリスト九○九号九七頁。最近の文献として Stengel, Gerhard, Die persönliche Zurechnung von Wirt-Gesellschaft, StuW 1977, 293 (298); vgl. auch Jacob Wolfgang, Steuern von Einkommen I, Stuttgart 1980, S. Tipke, Klaus, Übertragung von Einkunftsquellen. Zum Thema der Munchener Tagung der Deutschen Steuerjuristischen 104. 参照
- R 55/77 vom 4. 11. 1980, BStBl 1981 II. 396; VIII R 160/81 vom 9. 5. 1982, BStBl 1982 II, 540 BFH VIII R 63/79 vom 13. 5. 1960, BStBl 1981 II, 295; VIII R 75/79 vom 13. 5. 1980, BStBl
- (語) BFH I R 123/76 vom 14. 11. 1979, BStBl 1980 II, 432.
- (語) Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm. 8a.
- (函) 参照、木村・前掲注(52)ジュリスト九○九号九七頁。
- 138 in: Tipke (Hrsg.) Übertragung von Einkunftsquellen im Steuerrecht, S. 18. 《经》 Ruppe, Hanns, Georg, Möglichkeiten und Grenzen der Übertragung von Einkunftsquellen als Problem der Zurechnung 木村・前掲注(52)ジュリスト九○九号
- (部) 参照、木村・前掲注(52)ジュリスト九○九号九九頁,
- (≦) Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4e.
- (国) Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 18c [1] やみよ。
- (\Perconstant \text{Y}) BFH VI D 1/58 S (FN 32), BStB1 1959 III, 265 1. Sp. (\Perconstant \text{Y}) Herrmann/Hener/Raumach (FN 35) \ \cdot \cdot
- (3) Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4e b.
- 144 BFH IV R 183/70 vom 12. 7. 1973, BFHE 110, 257=BStBI 1974 II, 3 (Fichtelmann, Helmar, StRK-Anm. EStG § 16
- (誓) Oswald (FN 32), DStZ/A 1978, 379.
- (室) BFH VI D 1/58 S (FN 32),
- 147 Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4e b. 同旨、 Fichtelmann (FN 72), DStR 1973, 204
- (≅) Niepoth (FN 110), BB 1957, 1207.
- (\(\frac{\text{\frac{A}{2}}}{2}\)) Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4e
- (5) Littmann (FN 94), FR 1958, 61

- 151 VI 349/62 vom 12. 7. 1963, Inf. 1963, 450=DStR 1963, 712; R 127/79 vom 7. 7. 1983, nv; Oswald (FN 32), DStZ/A 1978. Littmann (FN 94), FR 1958, 61. 同道、BFH VI D 1/58 S (FN 32). BFHE 69, 5= BStB1 1959 III, 263; vgl. BFH
- 152 RFH I D 3/18 vom 9. 4. 1919, RFHE 1, 51 B. リズゼ Strutz, Georg, Kommentar zum Einkommensteuergesetz vom August 1925, Bd. 2, Berlin 1929, § 25 Anm. 2 にもほぼ再録されているものであった。
- 154 153 Littmann (FN 94), FR 1958, 61 Strutz (FN 152), EStG 1925 § 24 Anm. 1.
- 155
- und getrennte Veranlagung, FR 1958, 429. Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 4e b. Littmann に反対するものとして、Niepoth (FN 110), FR 1958 再反論は Littmann (FN 84), FR 1958, 219. これに反対するものに、 Zitzlaff, Franz, Allgemeine Gütergemeinschaft

## 第三章 各種の所得についての帰属

連邦財政裁判所の前出鑑定のたてた法原則によれば、個別の所得類型について以下のような帰結が明らかになる。

### 第 1 節 従属的労働に基づく所得

与 いうことはできない。」と判示し、原審の「別産主義に依拠する現行所得税法の下においては、夫名義で取得された給 主義に依拠しているものであるとしても、同条項が憲法〔二四条〕に違反するものではなく、所得税法もまた違憲と 我国の最高裁は、「所得税法は生計を一にする夫婦の所得の計算について、民法七六一条二項によるい わゆる別産(®) 事業所得は、たとえその取得にあたり妻の協力があり、またその協力の度合が半額程度の評価をなしうる場合で

生に徴して、

おそらくは給与請求権であろう。

るものではない。」との判断を是認している。 あ っても、 すべて夫の所得とみなされ、 夫婦各自に二分して帰属するものではなく、 だとすれば、 ただちには違憲ではないといえよう。 別産制の下において、一方の配偶者が稼得した所得 またその共有として取 口はその 扱

者に帰属する、

としている所得税法の課税方式は、

**う。二つの判定基準の**うちいずれに重点が置かれているかは、 を受け取る権利を である給料等を受け取る権利を有する者も被用者たる夫婦の一方であって、夫婦の双方ではないのであり」「右給料 契約において、 お 例えば雇傭契約に基づく給料収入であれば、 ここで示されている法理は、 我国の裁判例によれば、「ある収入が所得税法上誰の所得に属するかは、 その権利が相手方との関係において誰に帰属するかということによって決定されるものというべきである」。 労務の提供をするのは被用者たる夫婦の一方であって、 〔租稅法上〕 夫婦双方の共有とすることは、 給与所得は労務の提供する主体および給与請求権者に人的帰属するというものであろ その雇傭契約の相手方との関係において決定されるもので ある。 にわかに断言できか 雇傭契約の内容を変更することにほかならない」。 夫婦の双方でなく、 ……当 該収入に係る権利が発生した段階に ね るが、 したがって、 「収入に係る権 労務の対 利 の発 雇傭

なる。 させる。 ほとんど考えられえない。 為すべき義務を負い 類型の場合と異なり、 従属的労働所得の場合(ドイツ所得税法一九条)、 したがって、 その結果、 配偶者の労働力そのものは、 従属的活動に基づく収益もまた両配偶者にそれぞれ半額ずつ帰属する、 当該賃金債権は、 かつこの労働の収益が組合員(社員)間で分割されるという内容 従属的労働によりなされる労働力による。 学説および鑑定書の作成にあたり聴聞をした専門家は、(®) 賃金債権が成立すると同時に、 合有財産の対象でも共同利用でもないが、 所得の生じる源泉は、 非関連者のうち一方が第三者に対して従属的労働を その他の財産法上の請求権と同様に合有財 所得稼得のために現物資産の投入される所 L つぎのように指摘した。 の非関連者間 か Ļ 配偶 :者に賃 における組 (金債 すなわ 合契約 権 を

割することが立法者の意思ではないと思料する。 イッ所得税法九条m一号)。ドイツ所得税法全体を評価するとき、一方配偶者の従属的労働に基づく所得を両配偶者に分 きないであろうと指摘せざるをえまい。その他にも、必要経費の概算額控除の場合にも、 それぞれ両配偶者に半額ずつ帰属しなければならないとすれば、給与所得税の源泉徴収は法定の形式では殆ど実施で ないであろう。たとえ次のようなもっと技術的な考慮に決定的な意義を与えようとしないとしても、やはり、賃金が を持つべきだとは、承認できない。何人も、これに類似した帰結を労働法又は社会保障法についても引きだそうとし ば、使用人に対峙する使用者が、夫婦財産法上の内部的合意により、突然他方配偶者に対しても使用人として係わり の事業に投下した者で、かつ使用者の指示に服するものを使用人 (従業員) と呼んでいる。理性をもって判断するなら 疑念が租税法上残るであろう。租税法(ドイツ所得税法一九条、給与所得税法施行令一条三項)は、自己の労働力を非関連 なって取り扱われなければならないであろう。このような民法から生じる異論を回避しうるとしても、 イッ民訴法八五〇条以下)。前記所説に従おうとするならば、経済的に一体をなす賃金債権が分割されかつ租税法上相異 (die pfändungsfreie Grenze) を上回る部分について、せいぜい合有財産となりうるにすぎない(ドイッ民法四〇〇条、 難題が生じるであろう(ド さらに相当の

るということは、先にみたように、考えがたい。(図) っても、 所得は、当該活動をする配偶者に帰属する。一方配偶者による従属的労働に基づく所得は、「邱) つねにその者の固有の所得となり、そしてその者に単独で帰属する。この種の所得が私法上も合有財産にな 財産共同制 の場合であ

タイムズ八七号七三頁=税資二九号一二頁→大阪高裁昭和三四年九月三日行集一○巻九号一七○七頁=税資二九号八七一頁 〔大阪地判昭和三四年一月一七日行集一○巻一号五三頁=訟務月報五巻九号一三○七頁=判例時報 一七五号一五頁=判例

によって譲渡されえない目的物は、合有財産にもなりえない。したがって、賃金債権は、質権の設定をうけない限度

かしながら、連邦財政裁判所第六部は所論にくみしない。ドイツ民法一四三九条一文の規定によれば、

二頁、緒方直人・別冊ジュリスト九九号(一九八八)二〇頁: 九六一)六六頁、五十嵐清・別冊ジュリスト四〇号(一九七三)五六頁、清永敬次・別冊ジュリスト九六号(一九八八)四〇 清永敬次・別冊ジュリスト一六巻五号(一九八○)三四○頁、田中真次・時の法令四○五号(一九六一)四九頁、新井隆一・ 一号(一九六二)一〇頁、中川淳=田村悦一・民商法雑誌四六巻三号(一九六二)九七頁、沼正也・法学セミナー六八号(一 シュトイエル一号(一九六二)一頁、肥後和夫・税経通信三三巻一四号(一九七八)二二頁、田中真次・法律のひろば一五巻 (一九六八)二○八頁、田中真次・法曹時報一三巻一一号(一九六一)一一六頁、林修三・時の法令四○五号(一九六一)四九 ト七九号(一九八三)三八頁、小島和司・別冊ジュリスト四巻一号(一九六八)四六頁、 .判批〕北野弘久・税法学一○九号一一頁→〕最高大判昭和三六年九月六日民集一五 巻八 号二○四七頁=家庭裁判月報一四 号九七頁=訟務月報七巻一一号二二二九頁=裁判所時報三三七号一頁=税資三五号六八二頁〔判批〕吉良実・別冊ジュリス 田村悦一・別冊ジュリスト一〇巻二号(一九七四)二五二頁、小幡由子・別冊ジュリスト一六巻二号(一九八〇)四八頁、 田村悦一・別冊ジュリスト四巻五号

- (図) 東京地判昭和六三年五月一六日・前掲注(8)。(図) 同旨、山田・前掲注(5)一八五頁。
- (選) Schott (FN 106), BB 1958, 149. (選) BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5,13 f.=BStBl 1959 III, 263
- (亞) Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 11.
- ) Vgl. Klein/Fockermann/Kühr (FN 56), § 26a Anm. 2e (2).

# 第2節 独立的労働に基づく所得

とは原則として、 勤務した配偶者によって稼得される。 方配偶者がその者の労務の提供に基づき所得を帰属しているケースは、 独立的労働に基づく所得の場合、とくに自由業に基づく所得の場合にも適切である。(※) このことは、 まず第一に、従属的労働に基づく所得の場合に妥当する。このこ 容易に判断しうる。ここでは、

従事者の個人的労務の提供が前面にあるので、所得は原則として使用人の場合と同様に当該職業従事者自身に帰属す 独立的労働に基づく所得のうち(ドイッ所得税法一八条)、行政実務にとって唯一重要な意味のある自由業に基づく所 (同法一八条一項一号)に限定して考察を加えることとしたい。 原則として、 自由業に基づく所得の場合、 両配偶者が例えば医師、 弁護士、税理士などとして職業の有資格者であるので、かれらが非関連者として組

職業の有資格者でないけれども、 係が一緒に根拠づけられている、と。その場合、一般的に、当該利益は両配偶者に均等に按分される。これに対して、 税法上次のことを承認するについて何の疑問もない。すなわち、一般的財産共同制の合意によってそのような組合関 係( Gesellschaftsverhältnis, Sozietät) を根拠づけることができる場合、 両配偶者がその職業に従事しているかぎり、 方配偶者が自由職で活動している場合、その活動に基づく所得は、その者に帰属する。他方配偶者が、みずからは 同様に利益の分割はできない。なぜなら、このような場合、非関連者間においても組合関係は設定されないであ 自由職の実務において従たる仕事たとえば書記、 接客補助などで協働している場合

だからである。 所の開設など)のため相当量の財産を提供する場合、「利益の分割は可能である」なぜなら、 方組合員が専門的労務を提供し他方組合員が事業資本を投下する場合、 (財政裁判所が判示したように事業税義務が生じることとなる。 (層) 自由職にかかわりのない一方配偶者が、自由職に就いている他方配偶者に対し事業用資本の投下(設備の購入や事務 ただし、そのような場合に、所得はしばしば自由業所得の性格を失い、事業所得になる。とくに、連 利益分割をなしうる組合関係の設定は可能 非関連者間にあっても

び三号に規定する独立的労働については、 要するに、所得税法一八条一項三号に規定する活動の場合、所得は、当該活動をする配偶者に帰属する。(印) したがって、 営利事業のための労働力及び資本等の投下に対応する利益の分割が考えられる。第一八条一項二号及(㎏) 前掲連邦財政裁判所の判決は、 その見解を明らかにしてい た。 いご

- (萱) Falk (FN 66), DStZ/A 1957, 233
- (亞) BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5,
- 165 BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5, 14 f.
- 166 BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5, 15. これは BFH I 116/58 U vom 26. 8. 1958, BStBl 1958 III, 445 を引用
- (室) BFH I 116/58 U vom 16. 8. 1958, BStBl 1958 III, 445
- (臺) BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5, 15.
- 169 Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 18 Anm. 6g をみよ そのような場合における所得が自由職に基づく所得の性格を有するか、 あるいは事業所得の性格を有するかについて、
- (\(\exists)\) Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 10.
- Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm, 10.

# 第3節 賃貸所得及び資本財所得

た(一方配偶者の)活動に基づくものは少ないからである。(『) また、その所得は主として共有にかかる財産 (aus dem gemeinschaftlichen Vermogen) から生じており、これと結びつい のような所得は両配偶者にそれぞれ半額ずつ帰属する。なぜなら、当該財産は両配偶者に等分に属するからである。 賃貸所得の場合(ドイツ所得税法二一条)、主として財産が収益をもたらし、労働はほとんど意味をもっていない。そ

活動からよりもむしろ財産から多く生じるからである。 資本財所得の場合、所得は各配偶者に半額ずつ帰属する。賃貸所得の場合と同様の理由による。また、(※) その所得は

しかし、より正確に考慮する必要がある。財産価値に基づき稼得される所得の場合、 したがってとくに資本財所得

および賃貸所得の場合、

との契約に基づきだれに属するかが、問題である。

となる。このような登記が、例えば、登記簿がまだ継続的に記録されていないため、あるいは配偶者が合有で不動産(宮) を登記していたため、なされていない場合には、不動産に対する所有権は適切な資料によって立証されうる。有価証 て登記されているかが、決定的である。 券、預金通帳、抵当証券、匿名社員などの純粋な資本投下の場合に、当該財産価値が銀行、 両配偶者が不動産の所有者である場合、 当該登記されている持分比率が基準 金銭消費貸借の債務者等

所得は当該財産価値を有する配偶者に帰属する。不動産の場合、だれが不動産の所有者とし

と同様に、妻に帰属する。(器) ばならない。妻の名義で登記した不動産から生ずる所得は、当該不動産がもっぱら夫の名前により取得されたかある いは預金金額が夫の資金から振り込まれていた場合であっても、妻の名前で設けられている預金通帳から生ずる利息 以上のすべてのケースについて、当該財産価値がいかなる資金によって取得されたかは、 重要でないといわなけれ

- 172 BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 1 69, 5,
- 173 Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 13
- 174 BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5,
- 175 Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 12.
- 176 Falk (FN 66), DStZ/A 1957, 233
- 177 Falk (FN 66), DStZ/A 1957, 233 f.
- 178 Falk (FN 66), DStZ/A 1957, 234
- 179 できないけれども、その果実が手にはいる者に帰属するわけではない(木村・前掲注(52)ジュリスト九○九号一○○頁)。 係の主催者 Herr は、 きるのは、使用収益のため資金そのものを譲渡した者である。しかし、本当は、これは問題ではない。むしろ、問題の給付関 連邦財政裁判所が一九七六年一二月一四日判決においてたてたテーゼによれば、資本財に基づく所得を稼得することので 誰であるかが、決定的である。その者に帰属するのであって、所得源泉について自由に処分することは

事業所得

(含む、

農業所得)について、夫婦が協力して事業に従事している場合であっても、そのいずれが事業者で

夫婦の協力の下に事

帰属すると取り扱うのは、

事業の実態を無視することになるので、

右の解釈論を現在の個人単位主義のもとで適用

#### 第 4節 事業所得

概

説

法における理論の深化に照らすと、夫婦間の所得の帰属に関する従来の租税法学説には、 財産は夫婦の共同労働の成果として対内的には夫婦の共有に属するとする見解がその例である。このような夫婦財産 とする見解、 承し展開されている。妻が夫の生産労働に協力した場合の所得又はそれによって得られた財産は夫婦の共有に属する その共有に属すると解すべき財産の範囲を相当に広く認める見解を主張された。最近、 我妻栄博士は、 あるいは、 民法が夫婦別産制をとっていることを前提としつつも、 妻の家事労働を生産労働と同様に評価したうえで、夫の労働による所得及びそれにより得た 解釈上、夫婦の一方の名義となっていても 所論は、 再検討を要する さらに次のように継

るかを個別の事案ごとに判定する見解が、有力に主張されている。 属すると解し、 業が営まれている場合には、そこに組合に類似する関係を認め、夫婦を共同経営者とみたてて、 あるかにより、 所得の全部がその事業者にのみ帰属すると解する裁判例が散見された。しかし、 事業への夫婦の資本と労務の提供の程度に応じて、所得のうちどれだけがそれぞれの配偶者に帰属 もっとも、 所説は、 所得の半額ずつが各配偶者に 所得は両配偶者に帰

ることは容易でないと自重される。 事業所得の帰属にとって、だれの名前で当該営利事業が営まれているかが、 重要である。 配偶者の一方がオ 1 ナ

帰属する。 (Inhaber) である場合、 両配偶者が当該営業のオーナーである場合、 配偶者間の特別な合意に基づいて別段のことが考えられていないかぎり、 所得は、 両配偶者間で合意された比率に基づいて配偶者のそ 所得はその配偶者

役務を提供し、加工し又は拒むことによって所得を共同して稼得しているからである。この共同事業体は、 れぞれに帰属する。 分割がなされる。この利益分配の決定が難しく、かつ夫婦間の個人的事情に不相当に立ちいることはできるだけ避け それ相応の利益持分を有する。さらに、両配偶者が営業所で活動している場合には、 な行為の成果又は失敗に――経済的に 認されうる。当該事業が合有財産のうち相当な財産部分を利用しうる場合には、一方配偶者のみが事業活動をすると られねばならないので、 の社員間においては、 しかし、 事業所得の場合 (ドイッ所得税法一五条)、通例収益は、 有限責任の資本参加(Kommanditbeteiligungen)の場合、 決まる。 共同事業体(パートナーシップ)が根拠づけられる。その場合、とくに両配偶者は経済的チャンスを利用し、 一方の配偶者のみが営業所で活動していたことが確認される場合、 財産共同制が合意されている場合、事業資本は両配偶者に二分の一ずつ属するので、まず、各配偶者が 利益の分配は各人がどのように事業資本の投入又は労働によって収益に寄与しているかによっ 明らかに特別の事情が存しない場合には、両配偶者が等しく協働 (mitarbeiten) したことが承 ----共同してかかわっている(事業者のイニシャティブとリスク)。 (®) 事業資本と事業者の活動の投入によって稼得される。 所得は、 有限責任社員である配偶者に帰属する。(※) 経済生活においては、資本と労働を当 両配偶者間において均等の利益

相当に当該配偶者間に分配されねばならない。

な) 社員の利益持分より多いということは、

該事業に投下する(ひとりの)社員の利益持分のほうが、共同社員(Mitgesellschafter)と同額で資本のみを投下する

斟酌されねばならない。このような場合には、

このことは少なくとも、

当該営業(事業)が著しく資本投下によって刻

利益は推計の方法により

印されているケースについて適切である。

関

同

様に、

事業用

財産が夫婦の合有財産に属するということを前提とするときも、

独で帰属するのであって、 そして他方配偶者の参与が協力にとどまる場合には、 tsverbot) は、 に対し資本の一部を投下することによってこの営利事業に資本参加 (参与) しているからである。兼業禁止 (Mitarbei-されている場合、 これに対して、 財産共同制をとっている夫婦が飲食店を取得し、この店は、公務員たる夫に禁止されているので、 重要でない。なぜなら、両配偶者の一方のみが外部に向ってあらわれていれば、それで十分である。 人的〔労務の〕投下および一方配偶者の固有の活動 それでもこの夫は共同事業者(パートナー)でありうる。なぜなら、 その所得の私法上合有財産に属するかどうかは問題でない。 当該稼得された所得は事業者として当該活動をした配偶者に単 (例えば代理商 Handelsvertreter) 夫は、事業資本としての飲食店 が前 妻によって経営 面に あ

増殖分) 格資本参加持分の譲渡に基づく利益は、 前 投下資本及び両配偶者の投下労働又は両者のうちの一方の投下労働に基づいて分割される。(ਖ਼) お場原則にしたがえば、 合有財産に属する事業(営業全部)又は一部営業の譲渡に基づく利益又は損失(一六条)は、 疑わしい場合には、 であって、 一配偶者の活動に基因する ものではないからである。(※) 経常利益に適用される配分率にしたがって分割される。 非関連者間における組合関係の場合におこなわれるであろうと同様に、 各配偶者に半額ずつ帰属する。なぜならこの利益は、 さらにまた、 連邦財政裁判所 財 第一七条に規定する適 この利益は、 産の増 分割されねばならな 加 (財産の自己 の 両配偶者 たてた

### 共同事業体

業において当該他方配偶者の人的労務の提供が決定的に前面にあらわれており、 るに値する資本がまったく当該事業に投下されていない場合である。 邦財政裁判所によれば、 事業用財産が合有財産に属するということは、 配偶者が他方配偶者の営利 重要ではない。 事 ず業にお いて共同事業者(パートナー) ځ の ケース (板金工の仕事が係争の事案) かつ合有財産になるような取りあげ にならない 0 の場合 同

事

(所得共同制の夫婦財産制をとって

業者たりえない。 き 独立の代理商たる妻は、 通例、 夫の経営する営利事業の共同事業者ではない。夫婦財産制だけの理由では共同<sup>(函)</sup>

## 三 財産共同制における労働関係

Seithel によれば、当該賃金は事業所得である(ドイツ所得税法一五条一項二号)。これは、当該事業所得は両配偶者(※) それとみなされるとの見解からの適切な帰結である。 方配偶者が租税法上も承認されうる労働関係に基づいて合有財産に属する営利事業において協働する場合、

せよ社員たる配偶者にのみ帰属するという見解に従うかぎり、他方配偶者が資本参加している人的会社の使用人とし しかし、このことは、資本参加に基づく所得 (Einkünfte aus der Beteiligung) が財産共同制の下においてもいずれに

て、一方配偶者が活動している場合には、当然には妥当しない。

事案の状況全体が重要である。 経済的所有の観点からみれば、夫の単独管理権がこの者をして単独事業者 (Alleinunternehmer) にさせるのではない。 配偶者による合有財産の単独管理、留保財産としての当該事業 (営業) の規定)。 しかし、財政裁判所が正当である。 同裁判所 からだけで、その夫が単独で当該営業の経済的所有者となるわけではない。したがって妻が通例共同事業者である。 によれば、夫が夫婦財産法上の契約にしたがい(一般的財産共同制の合有財産に属する)営業を単独で管理している理由 ならびに財産共同制においても当該協働する配偶者に対する報酬を賃金として承認する 可能性を指摘している(一方 さらに、Felix/Korn は、 連邦財政裁判所の 見解を基本的に承認するとした場合の共同事業体を度外視する可能性

# 財産共同制における人的会社への資本参加

属する。この資本参加持分に基づく利益持分は、当該会社に資本参加した配偶者にのみ帰属する。なぜなら、 般的財産共同制の場合、 人的会社に対する一方配偶者の資本参加持分は、(合有財産でなく)この者の特有財産に 人的会

ないであろうからである。 <sup>(図)</sup> 社に対する資本参加持分は、 これまで資本参加していなかった配偶者は、 合有財産になり、 ならない って増加する場合にも、妥当する。この配偶者の会社法上の地位は、これによって毀損されることはないが、 (民法一四三八条、旧一四三九条、新一四一七条)。ここでは特有財産が問題だからである。 (※)(※) かつ当該資本参加している配偶者の資本持分から生ずる利益が会社にそのまま留保されることによ 譲渡できない(民法七一七条)ので、資本参加した配偶者の特有財産に属し、 特別な合意をしていなくとも、その地位をほとんど伸ばすことにはなら 同じことは、 合有財産に 他方、 利益が

的又は黙示的に認める場合には、これは適法なことであるが、当該社員権は合有財産に属し、そして、(®) ある。この所得の運命はすでに一般的財産共同制の合意から帰結する。人的会社の社員が社員権の譲渡可能性を明示 への帰属について、上記で個人事業について述べたルールが妥当する。 私見によれば、 いわゆる所得の費消はみられない。なぜなら個別の所得ではなく、 所得の源泉が処分されるからで その所得の夫

- 181 参照、青山道夫編集・前掲注(4)四○七頁(有地享執筆)。 我妻栄・親族法(法律学全集)(一九六一)一〇二頁以下。
- 183 青山編集・前掲注(4)四〇七頁以下(有地享執筆)。

182

- 184 和四七年一月二一日「農業共同組合受託、 頁=訟務月報二巻二号一○二頁=税資二○号五七八頁〕。農業所得について、参照、所得税基本通達一二一三、直所三一 和三○年三月三○日行集六巻三号五九三頁=税資二○号八六頁〔→福岡高判昭和三○年一二月一二日行集六卷一二号二八三四 (一九五七) 一四九頁→] 広島松江支部高判昭和三四年三月二○日行集一○巻三号四二七頁=税資二九号二五九頁、 [鳥取地判昭和三二年七月二五日行集八卷七号一二四七頁=税資二五号六二六頁 [判批] 須貝修一・法学 論叢 六三卷五号 農業経営事業等から生ずる収益に対する所得税の取扱」。 佐賀地判昭
- 185 金子・前掲注(48)七三五頁
- 186 前掲注(48)七三五頁。
- 187 Falk (FN 66), DStZ/A 1957, 234.

- 188 Falk (FN 66), DStZ/A 1957, 234
- 189 1979 II, 40; VIII R 63/79 vom 13. 5. 1980, BStBl 1981 II, 295 ついて、基本的なものとして、BFH I R 185/75 vom 22. 6. 1977, BStBl 1977 II, 836; I R 97/75 vom 5. 6. 1978, BStBl 同归"BFH I 14/60 U vom 10. 5. 1960, BStBl III 1960, 326; IV R 206/80 vom 30. 6. 1983, § 26a Anm. 9.
- BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5, 12 f.
- 191 (FN 21), § 26a Anm. 9g 参照。 BFH IV R 132/75 vom 25. 1. 1979 nv; Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm. 9b. @ Littmann/Bitz/Meincke
- 192 BFH IV R 53/76 vom 20. 3. 1980, BStBl 1980 II, 634; Klein/Fockermann/Kühr (FN 56), § 26a Anm. 2e
- 194 193 Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 8; vgl. Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm. 8a, 利益分割にとっての資本と労働の意義について、Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), \$15 Anm. 27n をみよ。
- 195 Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 8.
- 196 BFH IR 185/75 vom 22. 6. 1977. BStBl 1977 II, 836
- II, 634; Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm. 9g. DStR 1977, 289(代理商の所得はその者の個人的労務の提供による。)、同旨、BFH IV R 53/76 vom 20. 3. 1980, BStB1 1980 BFH IV R 50/72 vom 7. 10. 1976, BFHE 121, 21=BStBl 1977 II, 201. 結論同旨 Littmann, Eberhart, Anmerkung,
- 198 FG Rheinland-Pfalz vom 14. 12. 1971, EFG 1972, 235
- 199 Seithel, RWP 14 D Eheliches Güterrecht II B 1 Einzelfragen.
- 200 同頃、BFH I 226/64 vom 1. 3. 1966, BStBl 1966 III, 277
- 201 Felix, Günter/Klaus Korn, Anerkennung von Ehegatten-Arbeitsverträgen bei Gütergemeinschaft, DStZ 1969, 185.
- 202 FG Rheinland-Pfalz vom 18. 12. 1970, EFG 1970, 348
- 203 Littmann/Bitz/Meincke (FN 21), § 26a Anm. 9h
- 32J, DStZ/A 1978, 379) § 15 R. 425=Inf. 1963, 450=DStR 1963, 712; I 226/64 vom 1. 3. 1966, BFHE 85, 181=BStBI 1966 III, 277 (Oswald [FN BFH I 287/60 U vom 7. 3. 1961, BFHE 72, 693=BStBl 1961 III, 253; vgl. VI 349/62 vom 12. 7. 1963, StRK EStG
- BFH aaO; FG Stuttg. vom 22. 3. 1960, EFG, 411 (確定). 同判決によれば、一般的財産共同制の合意によって、一方

これに

うよりも、

むしろ資本(生産手段たる田畑)に対する持分および農業経営の従事又は指揮命令ならびにそれらの程度が、

lschaft bei Vereinbarung eines ehelichen Güterstands, FR 1962, 411. Anmerkung zum BFH-Urt. vom 15. 5. 1962 I 79/61 U, FZR 1962, 408; Spahn, R., Beteiligung an einer Personengesel ことは、重要ではない。Grieger, Anmerkung zum BFH I 79/61 U vom 15. 5. 1962 I 79/61 U, BB 1962, 868; Hoffmann EDStZ 1961, 79. 同旨、OFD Münster vom 15. 12. 1959, DB 1960, 132=FR 1960. 79. これによれば、特有財産が合有財産 配偶者は、人的会社から生ずる他方配偶者の所得に対して持分権をまったく有さない。さらに、FG Münster vom 15. の計算において管理されていること、特有財産の用益権が、法律行為によって譲渡可能な範囲において、合有財産に流入する

- (瓷) BFH I 287/60 U vom 7. 3. 1961, BStBl 1961 III, 253; VI 349/62 vom 12. 7. 1963, StRK EStG § 15 됐
- (\overline{\over BFH I 79/76 U vom 15. 5. 1962, BStBl 1962 III, 346 § 26a Anm. œ しかしまた、
- (\vec{\varpi}) Palandt, Otto/Heinz Thomas (FN 86), § 717 Anm. 1a, § 719 Anm. 2b.
- Münster aaO; (FN 205), Paulick, StRK- Anm. AO § 215 R. 84 Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 8. 巨恒、FG Nürnb. vom 14. 3. 1963, EFG 1963, 408 (確定). OFD

### 第5節 農林業所得

得した夫の所得である。ここで判示された法理は、通達にいう経営主体は誰であるかという基準で判断しているとい 事し、妻はたんに夫と同居して右雇人を接待程度の仕事に従事しているにすぎない場合には、農業所得は、これを稼 二一三)。裁判例によっても、夫が田畑二反余を所有し、主として日雇人を指図して農耕にあたらせる方法で農業に従 規模であって生計の主宰者が全く又はほとんど農業経営に従事していない場合は稼得者に帰属する(所得税基本通達 我国の実務では、農業所得は、原則として経営主体、経営主体が明らかでないときは生計の主宰者、農業経営が小

とみるべき場合があろう。 農林業所得は、夫婦財産共同制上の財産の投下及び両配偶者による事業者としての活動によって稼得される(ドイ

判断準準となるというものである。この判断基準に従うかぎり、

場合によっては、

夫と妻あるいは父と子の共同事業

が承認されうる。 ことがあてはまる。農林業所得の分野においては、財産共同制 (Gütergemeinschaft) の場合通例組合 (eine Gesellschaft) することによって、所得を発生させることに貢献している」からである。労働の投下が等しくない場合には、営利事(エル) 業の場合と同じことがあてはまる。事業年度の中途において財産共同制が設立される場合、事業所得の場合と同一の 業所得は、 事業用財産および労働を等しく投下することによって所得の発成に寄与しているからである。合有財産に属する農林事業用財産および労働を等しく投下することによって所得の発成に寄与している(部) るので、当該農林業の所得もまた各配偶者に半額ずつ帰属することは原則として正当である。なぜなら、 ッ所得税法一三条)。 農林業では通例両配偶者は、 それぞれの分野において当該農林業のためにその者の労働を提供す 通例、 | 両配偶者のそれぞれに半額ずつ帰属する。なぜなら、両配偶者が「事業用財産と労働を等しく投下 両配偶者が

- 〔20〕〔鹿児島地判昭和二九年七月一六日行集五巻七号一六六八頁=稅資二二号三五七頁→福岡高 (宮崎支部) 判昭和三○年六月 明・別冊ジュリスト七九号(一九八三)五六頁、荒秀・別冊ジュリスト四巻一号(一九六八)二三四頁 清永敬次・別冊ジュリスト四巻一号(一九六八)一三二号、植松守雄・税経通信二三巻一一号(一九六八)一七二号、岩崎政 二号六八頁〔判批〕須貝脩一・民商法雑誌三八巻四号(一九五九)八四頁、白石健三・法曹時報九巻六号(一九五七)六三頁、 六日税資二二号四八四頁→〕最高三判昭和三二年四月三○日民集一一巻四号六六六頁=法律新聞六九号六頁=ジュリスト一三
- (21) 山田・前掲注(55)一八五頁。
- 212 結論同旨、金子宏・租税法(第三版 一九九〇) 一四八頁注(3)。同様のことは、 事業所得にもあてはまろう。
- (岩) BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5, 12.
- 127/79 vom 7. 7. 1983, nv; Oswald (FN 32), DStZ/A 1978, 379 BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5; vgl. VI 349/62 vom 12. 7. 1963, Inf. 1963, 450=DStR 1963, 712;

Ħ

- (\(\xi\)) Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 9
- 216 Klein/Fockermann/Kühr (FN 56), § 26a Anm. 2e (2). BFH I 14/60 U vom 10. 5. 1960, BStBl 1960 III, 326; BFH IV R 206/80 vom 30. 6 1983. BStB1 1983 Į,

## 第6節 その他の所得

ドイツ所得税法二二条に規定するその他の所得について、行政実務において屢々問題となるケースについて若干指

に属する年金基本権から流出するからである」。 合。 きかえに売却する場合、 recht)が合有財産に属するとき、 終身年金又は期限付き年金の形での反復的収入 (所得税法二二条一号a) は、その所得の源泉 (年金基本権 Rentenstamm-前記の連邦財政裁判所によれば、同じことは社会保険年金についてあてはまる。「なぜなら、それは、 遺贈年金の場合 (但し、その年金基本権が留保財産でない場合に限る。)、及び民間の保険年金の場 各配偶者に半額ずつ帰属する。 例えば、 合有財産に属する不動産を終身年金とひ 合有財産

般に連邦財政裁判所の見解は肯定されうる。(マロ) 財産に属する。したがって、両配偶者への分割は考えられない。ただし、民間の保険契約から生ずる年金の場合、一 れば、年金基本権自体は法律行為によって譲渡することができず、したがって、ドイツ民法新一四一七条により特有 しかし、 ライヒ保険令第一一九条、一一九条a、新従業員保険規制法第七六条はこれに反対している。 同規定によ

為によって取得された場合には、その収入は各配偶者にそれぞれ半額ずつ帰属する。(パノ) 復的収入が、「その起源において合有財産と関連のある」場合、すなわち、その収入が当該合有財産にかかわる法律行 反復的収入がひとつの統一的な、合有財産に属する基本権 Stammrecht に依拠するものではないとしても、 その反

する所得について、連邦財政裁判所は何も述べていない。 財産の投下は活動より大きな経済的意義をもっている。その結果、

両配偶者が共同で gemeinsam 請求権を有する場合も、

そうである。 <sup>(20)</sup>

所得税法二二条二号及び三号に規定

当該資産の譲渡が 下よりも大きな経済的意義を有している(ドイツ所得税法二三条一項二号)。所得税法二二条三号に規定する役務の提供 る資産が調達 (取得) されかつ再び譲渡されるとき、その所得は配偶者にそれぞれ半額ずつ帰属する。これに対して、 投機行為に基づく所得の場合には、 〔当該資産の〕取得よりも先におこなわれる場合のそうした譲渡行為についての活動は、 合有資産た 財産の投

- に基づく所得は通常、活動に基づいており、したがって当該活動した配偶者に帰属する。(窓)
- 218 217 同旨、Blümich/Falk (FN 129), § 26a Anm. VII 3 ft. 連邦財政裁判所に反対するものに、Kaatz, FR 1958, 448 BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5, 14. Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm.
- 219 ょれば、労働所得の発生。); Vangerow (FN 130), StuW 1959, 628. BFH VI D 1/58 S (FN 32), BFHE 69, 5, 14; auch Blümich/Falk (FN 129), \$ 26a Anm. VII 3 ff
- 220 Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 14.
- 221 BFH VI D 1/58 S (FN 32)
- 222 Vangerow (FN 130), StuW 1959,
- Herrmann/Heuer/Raupach (FN 35), § 26a Anm. 14.

第四章 結 語

最初の事件は、 連邦財政裁判所は繰り返し財産共同制上の夫婦財産契約の所得税上の効力に携わっている。 九五六年八月一六日判決であった。その際、 同裁判所は、 「〔配偶者間における財産共同制の〕 同裁判所にとって

0)

ように確立された鑑定意見は、

既述のように、

租税法が私法から出発することを前提としている。

当該配偶者が通過取得し、そして当該合有財産が法律により当該取得した配偶者の権利承継人のものとなる、 が 響を及ぼさず、 である。しかし、この入手の問題は決定的な意味を持っていない。 財産になるかぎり、 決の後にも、 示した。この鑑定において、連邦裁判所は、民法上の学説等を検討した。 も所得税にとって意義を有する」ということに、 出 あろう効果を生じることとなる限りにおいて、 ように第一四一 [発しているからである。 非関連者でも設立されるであろうような組合関係の状態を作り出す範囲において、 多数説は同規定を次のように解釈した。すなわち、 夫婦財産法上の法律関係は、 六条一項を解釈した範囲において、 当該取得と同時に直接合有財産の目的物になる。 組合関係もしくは共同体関係の枠内におい 所得税法上も尊重されなければならない、 賛成した。つづいて、一九五九年二月一八日鑑定が基本の考え方を 学説の対立に直面したのである。 一方配偶者によって取得されたものは、 何故なら、 この直接合有説には連邦財政裁判所は従 婚姻中に得た財産に関してこれを取得した 財産共同制が所得税に対し直接的 このような連邦財政 当該財産共同制はすくなくと て非関連者間でもありうるで ということから同裁判所は これが 裁判所の判 いったの という にな影 合有

夫婦 範囲内で行われなければならない。最後に、一九六六年三月一日の判決が、『鑑》 裁判所は右判決において次の結論に到達している。 を繰り返している。 九六三年七月一二日の判決において連邦財政裁判所は前掲鑑定にならっており、(※) の合有財産に属する場合、 一九六六年三月一一日判決は、財産共同制の場合の所得の帰属は租税通則法二一五条にしたがった手続 さらに、一九六六年五月一三日判決は、 協働している妻に支払われた給与は所得税法一五条二号に規定する利益持分である、 すなわち、 継続的 ある企業(営業)が、 財産共同制を一般的財産共同制と同様に扱 ある意味で結論をだしてい そして同所で表明された法原則 財産共同制の下で生活してい る。 連邦財 って

租税法が私

法秩序から大きく乖離する場合、

夫婦財産契約が所得税法上の人的帰属に及ぼしうる効果は、

産になり、 例及びその判例批判をとおして検討されてきた。 で帰属する。このドイツ所得税基本通達一七四条a一項は、 れる権利 合有について直接合有説が原則的に妥当し、 (例えば、 当該所得は両配偶者にそれぞれ半額ずつ帰属する(ドイツ所得税基本通達一七四条 a 一項)が、 賃金債権) が譲渡可能性のない例外的な場合にかぎって、 一方配偶者の稼得した財産・所得は取得と同時に直接両配偶者の合有財 学説判例実務の大勢によれば、 判例学説にしたがい、 当該所得はこれを稼得した配偶者に単独 原則として、 夫婦分離課税の下において夫婦財 夫婦財産関係 しかし、 いの場合、 取得さ

産契約の合意のある場合に二分の一帰属を是認した規定である。

の学説および裁判例は再検討すべきではなかろうか されている契約自由の原則に対し正当な理由もなく消極的な影響を及ぼすことは、 しかし、 両性の本質的平等、 我国の裁判例は、 通過取得説は、 男女同権の法理が夫婦財産法のみならず租税法においても貫徹されるべきである。この点、 合有財産について通過取得説を採用し、この説が所得の人的帰属の判定基準に論拠を与えている。 少くともドイツにおいて少数説に転落しているといえよう。 決して歓迎されるものではない。 租税判例が、 夫婦財産法上許容 我国

しくは世帯単位課税) の道具を提供する。 次に、 所得帰属論及び独立当事者間取引の法理 (theory of arm's length transaction) 夫婦財産契約は、 の立法を迫まるものではない。このことは、 これがドイツの裁判例及び学説から導き出しうる一つの帰結であろう。 個人単位課税の下においても理論的な位置を見出しうるものであって、 本稿で紹介した理論状況から判明する は、 本稿で扱った問題を分析するた 経済的観察法や実質論 家族単位 課税 ક્રે

民法上、 Ξ 納税義務者が稼得した所得が、 誰が源泉に基づく所得を求める請求権を有するかだけが重要なわけではな 所得税の基礎となる。 いかなる所得が納税義務者に帰属するかの い ドイツ租税法 問 (ドイツ所得税法 題について、

はもはや克服されつつある議論と評しうるであろう。

ドイツにおいても

二条、一三条ないし二四条。 参照、 日本所得税法一二条)は、 人的帰属について固有の判定基準をたてている。 (31) 例えば、

林業所得は、農林業を経営する者だけである

定する社員でない者が、利益を分与してもらう場合、 事業所得は、 事業者 (ドイツ所得税法一五条一項一号) この者は、 または共同事業者 共同事業者とみなされる場合に限って、事業所得を (同法一五条一項二号) だけである。 商法に

を有する者に帰属するわけではない。同じことは、賃貸所得に関してもあてはまる(ドイツ所得税法二一条一項)。 資本財所得は、対価と引き換えに資本の使用収益を他者に委ねる者に帰属し、利益請求権(ドイツ所得税法二〇条一項)

稼得する。

類型の所得を稼得する者が賃貸人の地位を有さねばならないということを意味する。 賃貸所得は、 対価と引き換えに建物、建物の一部などの使用収益を他者に委ねる者に帰属する。このことは、

この

- (意) BFH I 116/58 U vom 16. 8. 1958, BStBl 1958 III, 445
- 的財産共同制が、 婦財産制についての合意は、配偶者によって稼得された所得の帰属にとってなんら直接的効果をもっていない。ただし、一般 も可能であるような効果を生じることとなる場合には、この効果は、所得税法上所得の帰属にとって尊重されなければならな BFH IV D 1/58 S, BStB1 1959 III, 263. 連邦財政裁判所一九五九年二月一八日鑑定によれば、「一般的財産共同制の夫 組合関係又は共同体関係(Gesellschafts- oder Gemeinschaftsverhältnissen)の枠内において非関連者間で
- (營) BFH VI 349/62 vom 12. 7. 1963, StRK EStG § 15 R. 425.
- (短) BFH VI 238/64 vom 13. 5. 1966, BFH 86, 357.
- (\) BFH VI 161/63 vom 11. 3. 1966, BStBl 1966 III, 389
- (劉) BFH I 226/64 vom 1. 3. 1966, BStBl 1966 III, 277.
- 230 稼得した所得は、その者に帰属する。所得の帰属にあたっての単なる協力 (Mitwirkungen) だけでは所得税法二六条al項ニ ドイツ所得税基本通達一七四条a一項:所得税法二六条aによる分離賦課処分の場合、 各配偶者が自己固有の権利により

〔追記〕

本研究にあたっては、

(፳) BFH Urt. vom 14. 11. 1979 I R 123/76, BStBl 1980 II, 432; Ruppe (FN 138), S. 偶者に帰属する。 は合有共同体の場合には、適用されない。これらの場合には、他の分割が考えられないとき、当該共同の所得の半額が、各配 文により十分ではない。この規定は、両配偶者の共同の所得(gemeisame Einkünfte)が問題である場合、例えば合有組合又 7 ff., 16, 18/28. 参照、木村・前掲

社団法人信託協会より平成三年度信託法研究資金の援助を戴いた。記して謝意を表する。

注(2)ジュリスト九〇九号九六頁、九一四号一七四頁、木村・前掲注(5)一五六頁以下。

130